

宮崎県こども計画（仮称）素案

令和7年3月
宮 崎 県

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2

第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の現状	3
2 子育ての現状	11
3 こども・若者の現状	18

第2章 「子ども・若者プロジェクト」の推進

1 プロジェクトの趣旨	23
2 プロジェクトの目指す姿	23
3 プロジェクトの柱と取組の方向性	23
4 プロジェクトの重点指標	23

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	24
2 基本的視点	25

第4章 各種施策の推進

(ライフステージを通じた施策)

1 こども達の権利擁護・意見の反映	27
2 未来を切り拓くこども達への支援	28
3 困難な環境にあるこども達への支援	34

(ライフステージ別の施策)

4 安心してこどもを生き育てることができる環境づくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	44
5 宮崎の未来を担うこども達の育成(学童期・思春期)	47
6 若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期)	52

(子育て当事者等への施策)

7 子育て支援の充実	56
8 共働き・共育ての支援	61
9 こどもと子育てにやさしい社会づくり	63

第5章 幼児教育・保育等の提供体制

- 1 区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策・・・・・・・・ 69
- 3 県が行う認可及び認定に係る需給調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供・・・・・・・・ 74
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために
必要な市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 6 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の
確保及び資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 7 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項・・・・・・・・ 80
- 8 幼児教育・保育情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

第6章 計画の推進方針

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) こども・若者を取り巻く状況

令和5年の本県の「合計特殊出生率」は、1.49の全国2位と、全国上位は維持しているものの、人口維持に必要とされる2.07には届かない状況にあり、出生数も6,502人と減少傾向にあります。

また、令和5年度の児童虐待相談対応件数は1,791件と依然として高止まりにある中、不登校児童生徒数の増加、ヤングケアラーやこども達に対する性犯罪・性暴力、こどもの貧困など、こどもを取り巻く状況は深刻かつ複雑化しております。

こうした課題に対応すべく、国においては新たな司令塔として「こども家庭庁」が設置され、令和5年4月に施行された「こども基本法」等を基にこども政策が推進されているほか、同年12月には次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」を目指して、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、こども・子育て政策のより一層の取組強化が図られているところです。

(2) 本県のこれまでの取組

県ではこれまで、「みやざき子ども・子育て応援プラン」により、出逢い・結婚・妊娠・出産・子育てまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んできました。

また、令和5年度からは、日本一生き育てやすい県を目指し、日本一挑戦プロジェクト「子ども・若者プロジェクト」を推進しています。

一方で、こどもを取り巻く環境は依然として厳しく、少子化の進行や若者・女性の県外流出等の課題に加え、児童虐待やこどもの貧困など、こども・子育て政策の更なる取組の強化が求められています。

(3) 新たな計画の策定

「こども基本法」において、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、都道府県こども計画を策定するよう努めることとされました。

こうした状況等も踏まえ、すべてのこども・若者が夢と希望を持ち、健やかに成長するとともに、安心してこどもを生むことができ、子育てを楽しみ感じられるよう、こども・子育て政策をより一層強力に推進していくための今後5年間の総合的な計画として「宮崎県こども計画（仮称）」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、以下に掲げる計画を一体的に策定するものとします。

- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」

- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間であっても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

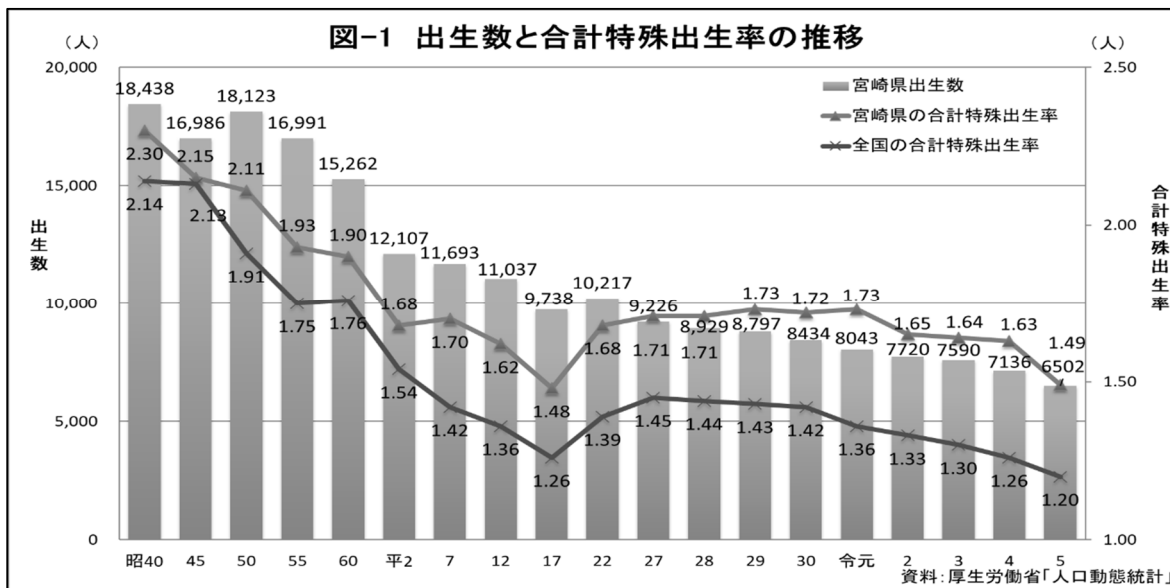
第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 出生数・合計特殊出生率

本県の出生数は、近年減少傾向にあり、令和5年には6,502人と、平成7年と比較して44.4%減少しています。

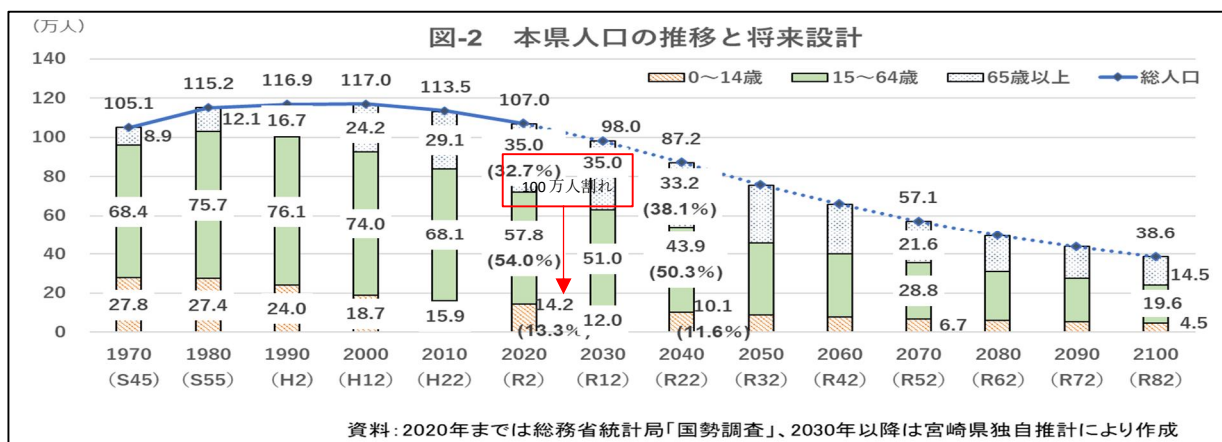
また、合計特殊出生率は、平成17年を底に持ち直しの動きが見られたものの、ここ数年は低下傾向にあり、令和5年は1.49（全国2位）と大きく低下しました。（図1）



(2) 将来人口

本県の人口は、平成7年の117万6千人をピークに減少傾向にあります。また、この減少が続くと、令和12年には、100万人を割り込み、そのまま減少が続き、令和22年には87万2千人になると予測されています。

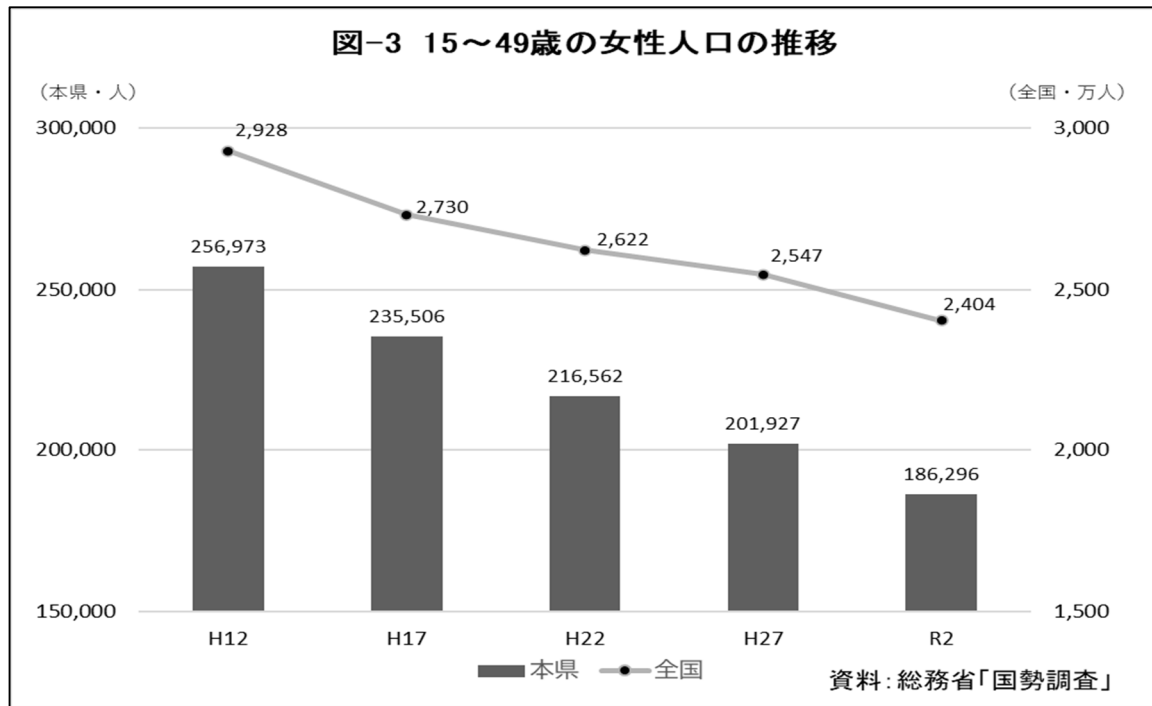
年齢別（3区分）で見ると、15歳未満（0～14歳）のこどもの数は、令和2年の14万2千人から令和22年には10万1千人にまで減少すると予測されています。また、産業の担い手となる生産年齢人口（15～64歳）も令和2年の57万8千人から令和22年には43万9千人にまで減少すると予測されています。（図2）



(3) こどもを生む世代の女性人口の状況

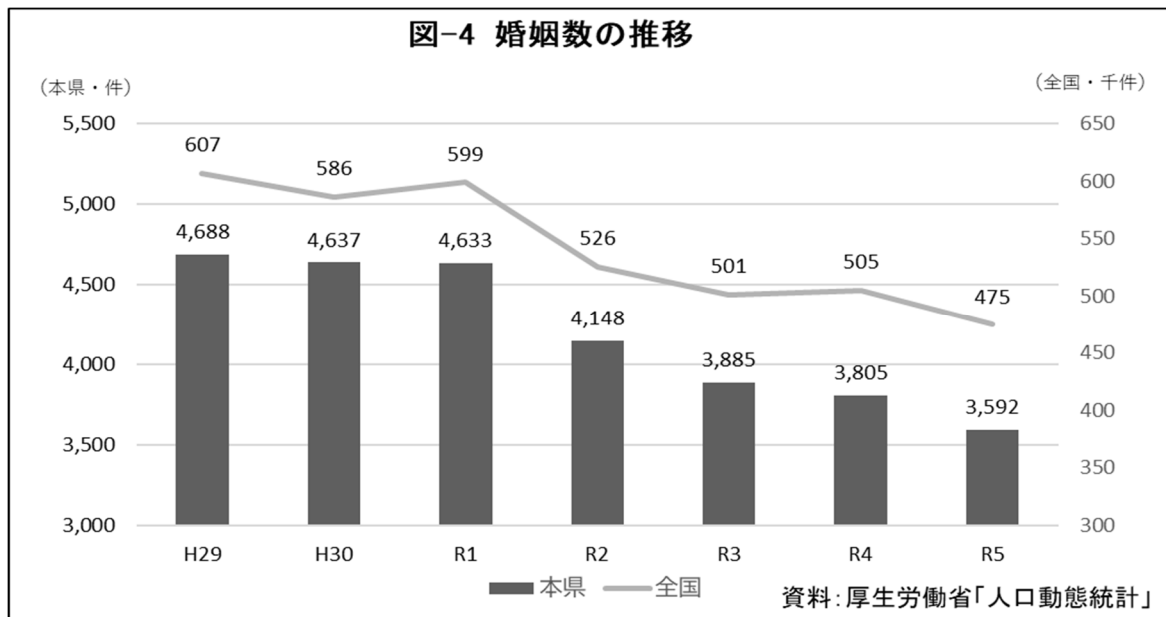
本県の令和2年の15～49歳の女性人口は186,296人で、10年前と比較して14.0%、20年前と比較して27.5%減少しており、また、全国と比較しても減少幅が大きくなっています。

(図3)



(4) 婚姻数の状況

令和元年までは、前年からの落ち込みは見られなかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、出逢いの機会が減ったことや、経済的事情等による将来への不安感などから、令和2年に大きく落ち込み、その後も減少傾向が続くなど、令和5年は過去最少となる3,592件となりました。(図4)

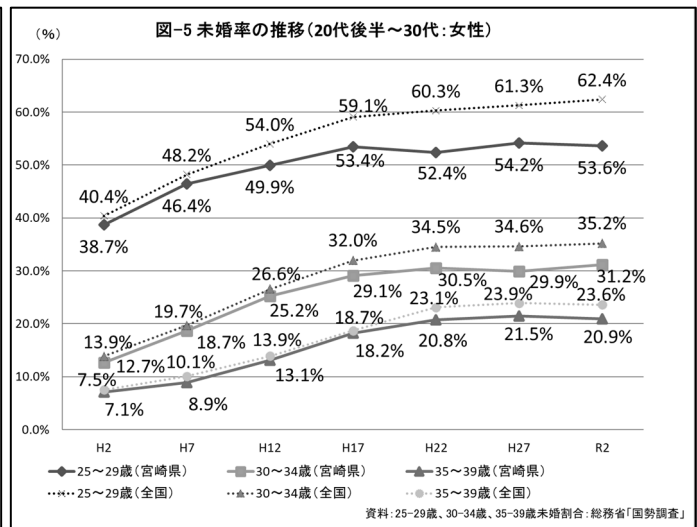
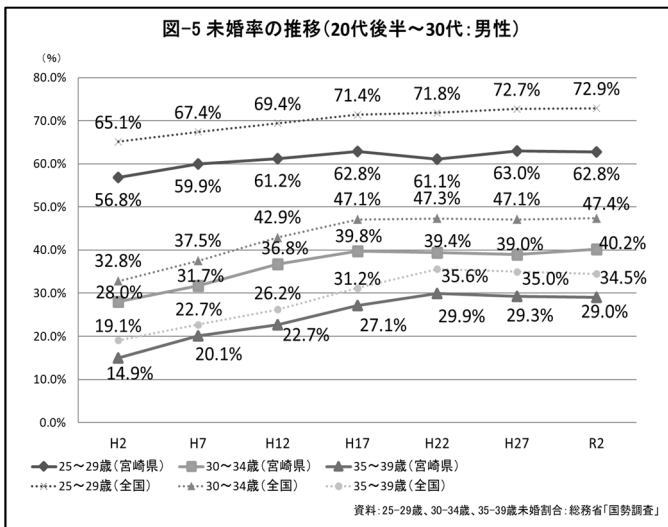
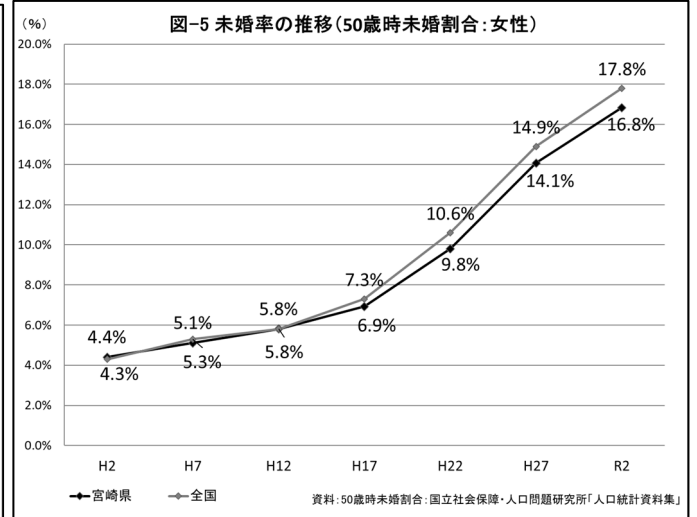
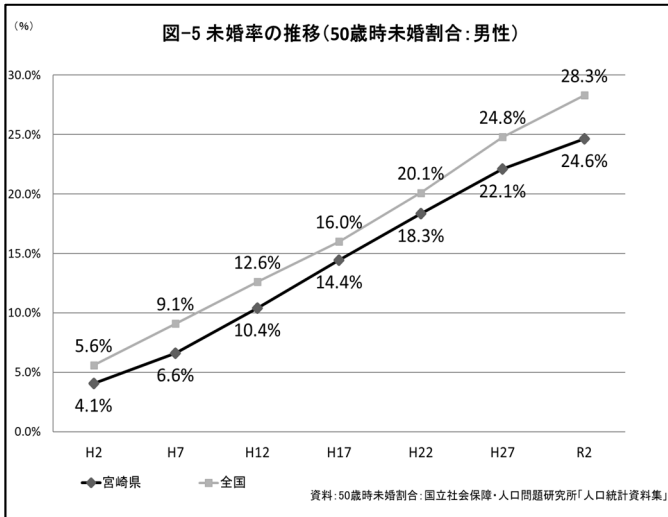


(5) 未婚化の状況

ア 男女の未婚率について

本県の未婚率は全国よりは低い状況にあるものの、50歳時未婚割合（生涯未婚率）は、男性で24.6%、女性は16.8%と、男女とも4%台だった平成2年から大きく上昇しています。

また、5歳階級別の未婚率を見ると、近年は横ばいで推移しているものの、平成2年からは上昇しており、特に女性の若い世代の上昇幅が大きくなっています。（図5）



イ 独身者の意向について

未婚者の約8割が結婚する意向がある一方で、「結婚するつもりはない」と考える人が20.2%と上昇傾向にあります。（図6）

また、独身でいる理由について、前回調査と比べて「結婚したいと考える相手にめぐり合わないから」と答えた人が44.5%から31.0%と減少した一方で、「自由や気楽さ」を失いたくないからと答えた人が14.6%から20.5%と増加しています。（図7）

図-6 未婚者の結婚に対する意向(宮崎県)

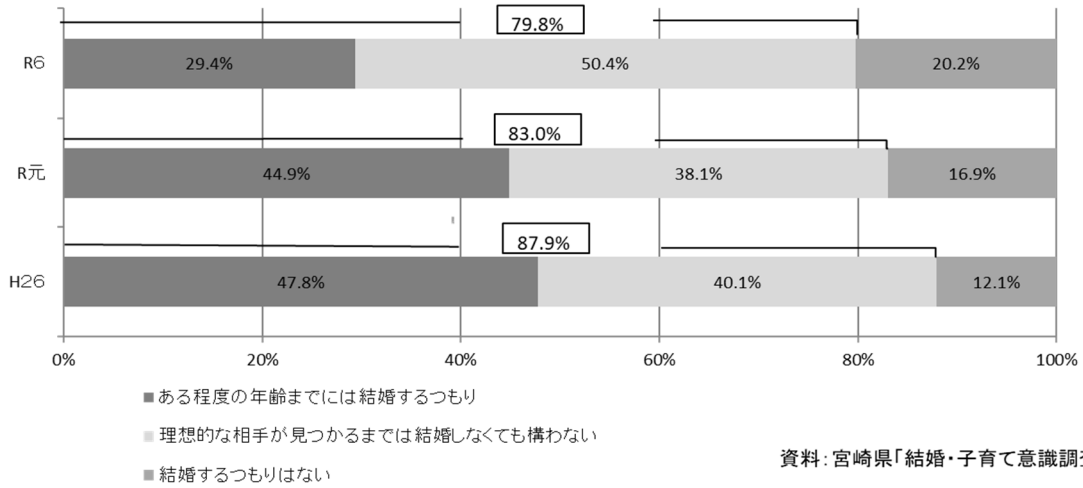
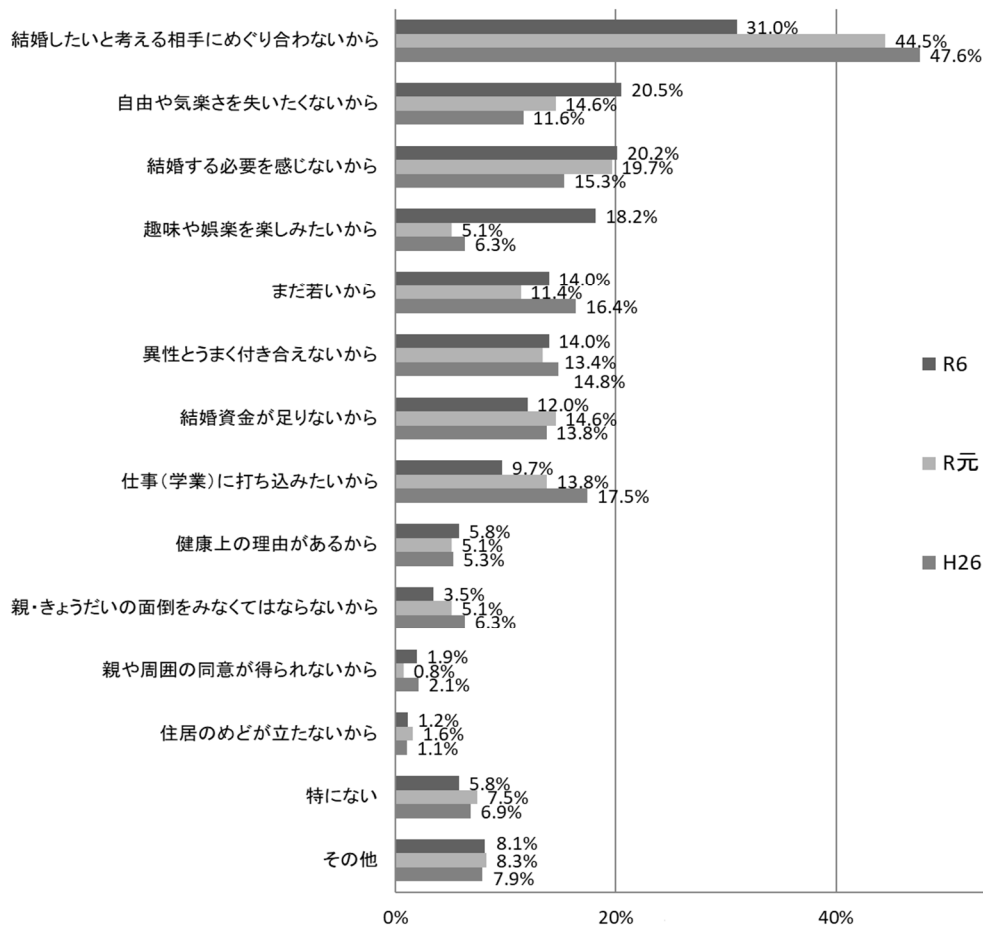
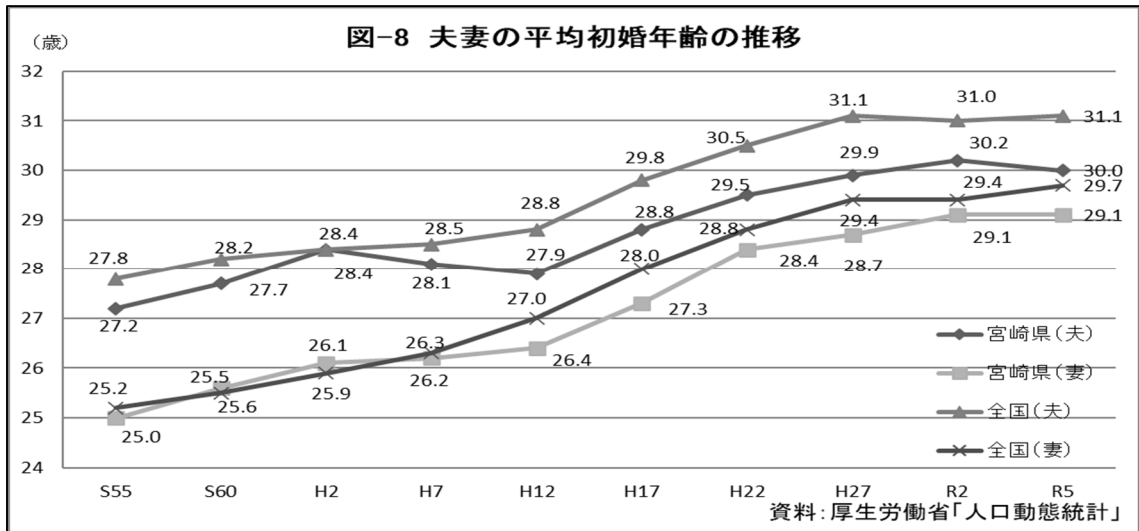


図-7 独身でいる理由(宮崎県)



(6) 晩婚化の状況

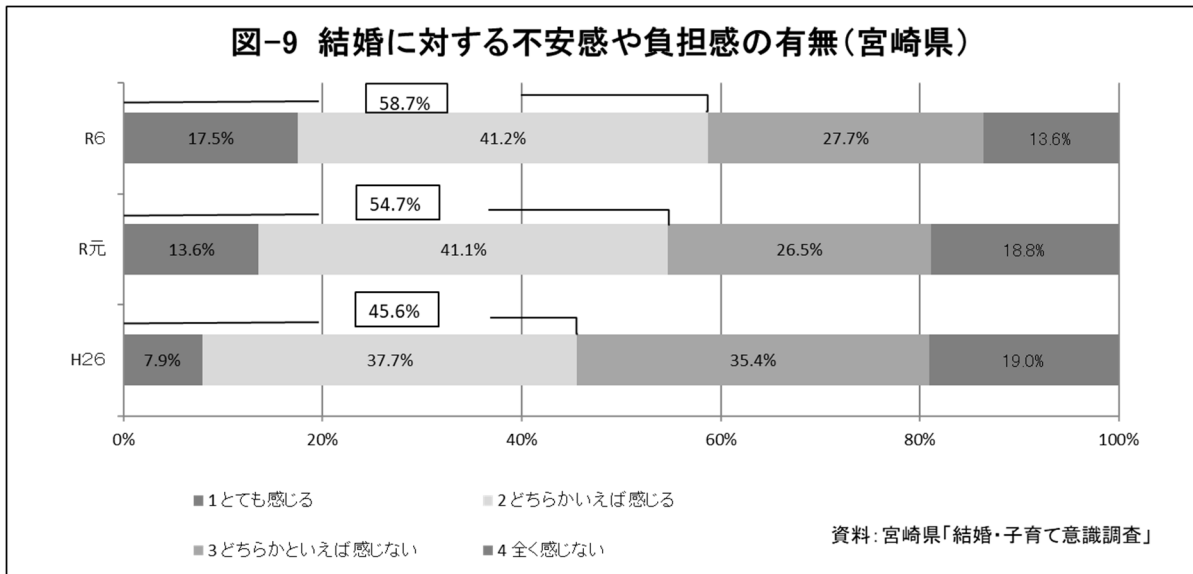
本県の令和5年の平均初婚年齢は、夫が30.0歳、妻が29.1歳と、全国よりは低い状況にあるものの、昭和55年と比較して、夫で2.8歳、妻で4.1歳上昇しており、妻の上昇幅が大きくなっています。(図8)

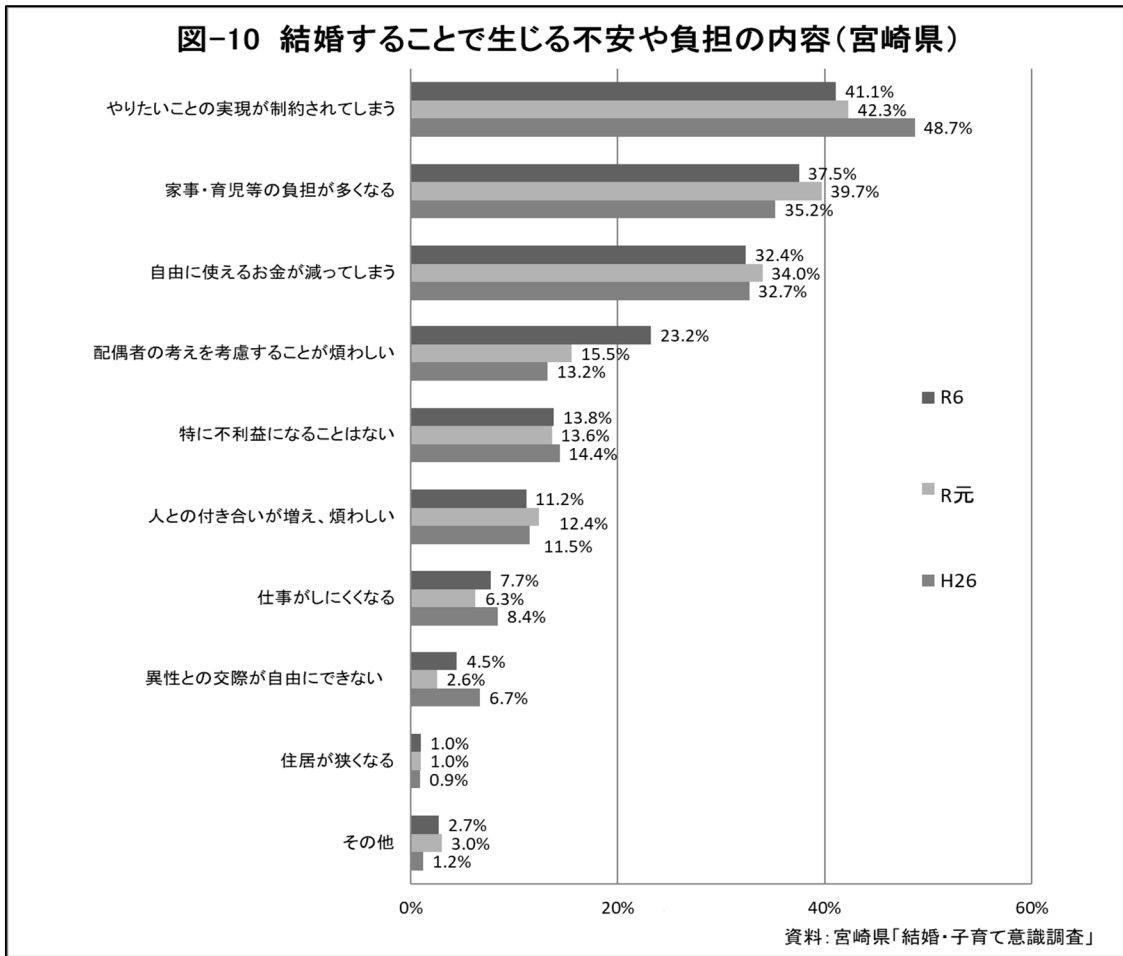


(7) 結婚に関する不安や負担

結婚に関する不安感や負担感の有無については、「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計すると、58.7%と、過去の調査と比較して上昇傾向にあります。(図9)

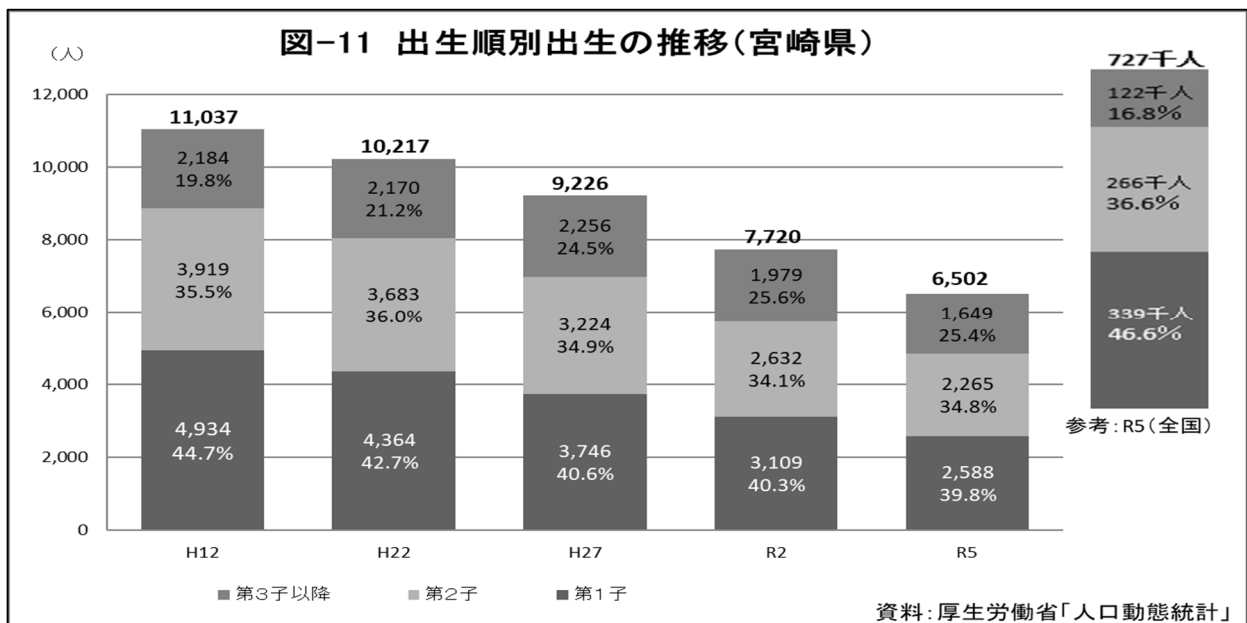
また、その不安や負担の内容については、「やりたいことの実現が制約されてしまう」が41.1%と最も多く、以下、「家事・育児等の負担が多くなる」(37.5%)、「自由に使えるお金が減ってしまう」(32.4%)となっています。(図10)





(8) 出生順別出生の状況

本県の出生順別の出生の数を見ると、第3子以降が生まれた割合は、平成12年の19.8%から令和5年には25.4%まで上昇しています。また、全国と比較しても、第3子以降の割合が高い状況にあります。(図11)



また、「理想としているこどもの数」と「予定としているこどもの数」を比較した場合、「3人」と答えた人の割合は、理想の35.2%に対し、予定では19.0%と大きく減少しています。

さらに、「1人」と答えた人の割合は、理想の5.4%に対し、予定では19.0%と大きく増加しています。(図12)(図13)

予定しているこどもの数が理想よりも少ない理由について、「こどもを育てること全般においてお金がかかるから」が47.9%と最も多く、次が「こどもの教育にお金がかかるから」(38.3%)と、経済的負担に関する理由が上位を占め、前回調査から上昇しています。一方、「高齢出産になるから」「(自分や配偶者が)妊娠が難しいから」が減少しています。(図14)

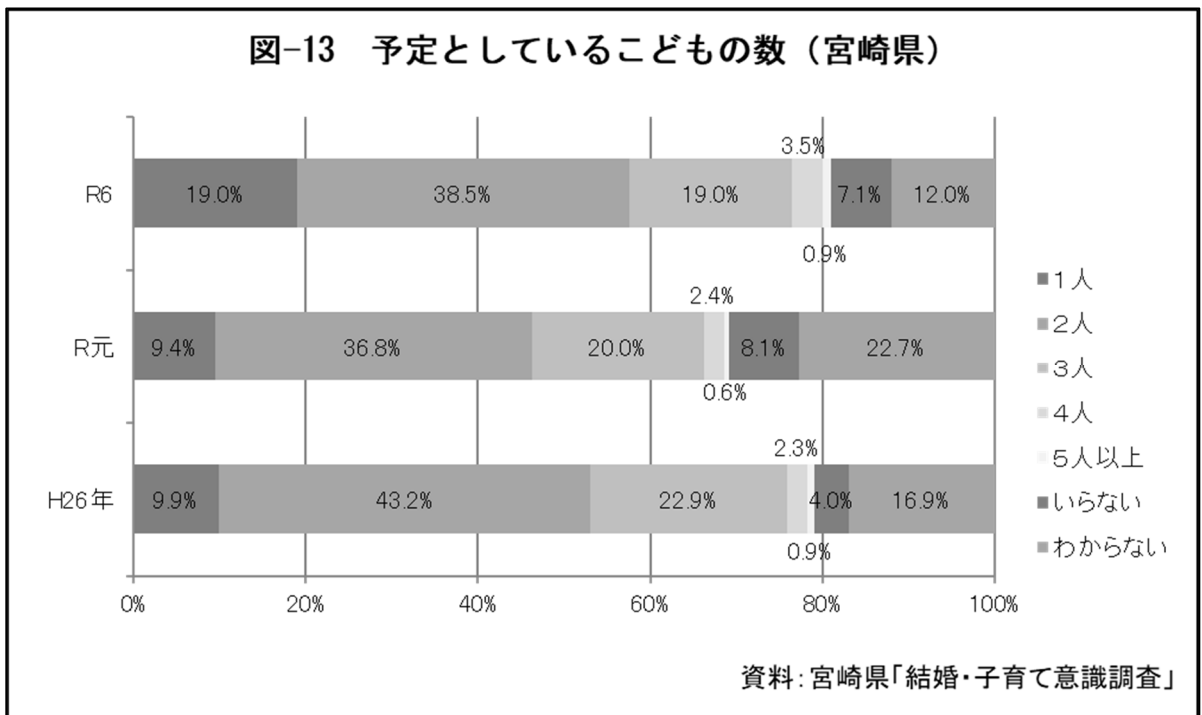
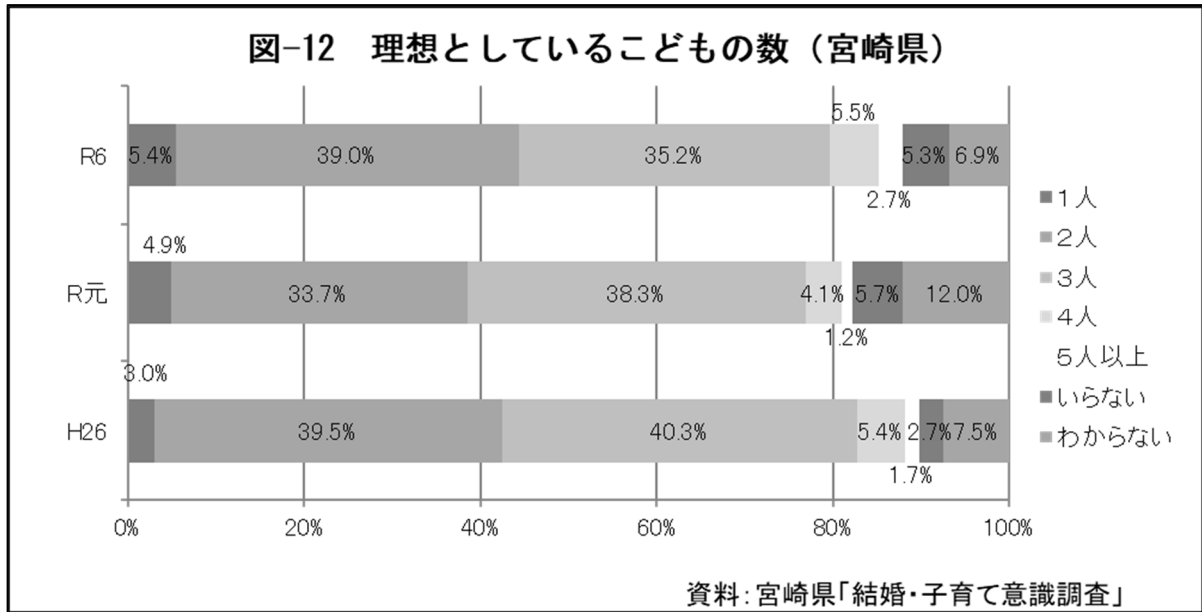
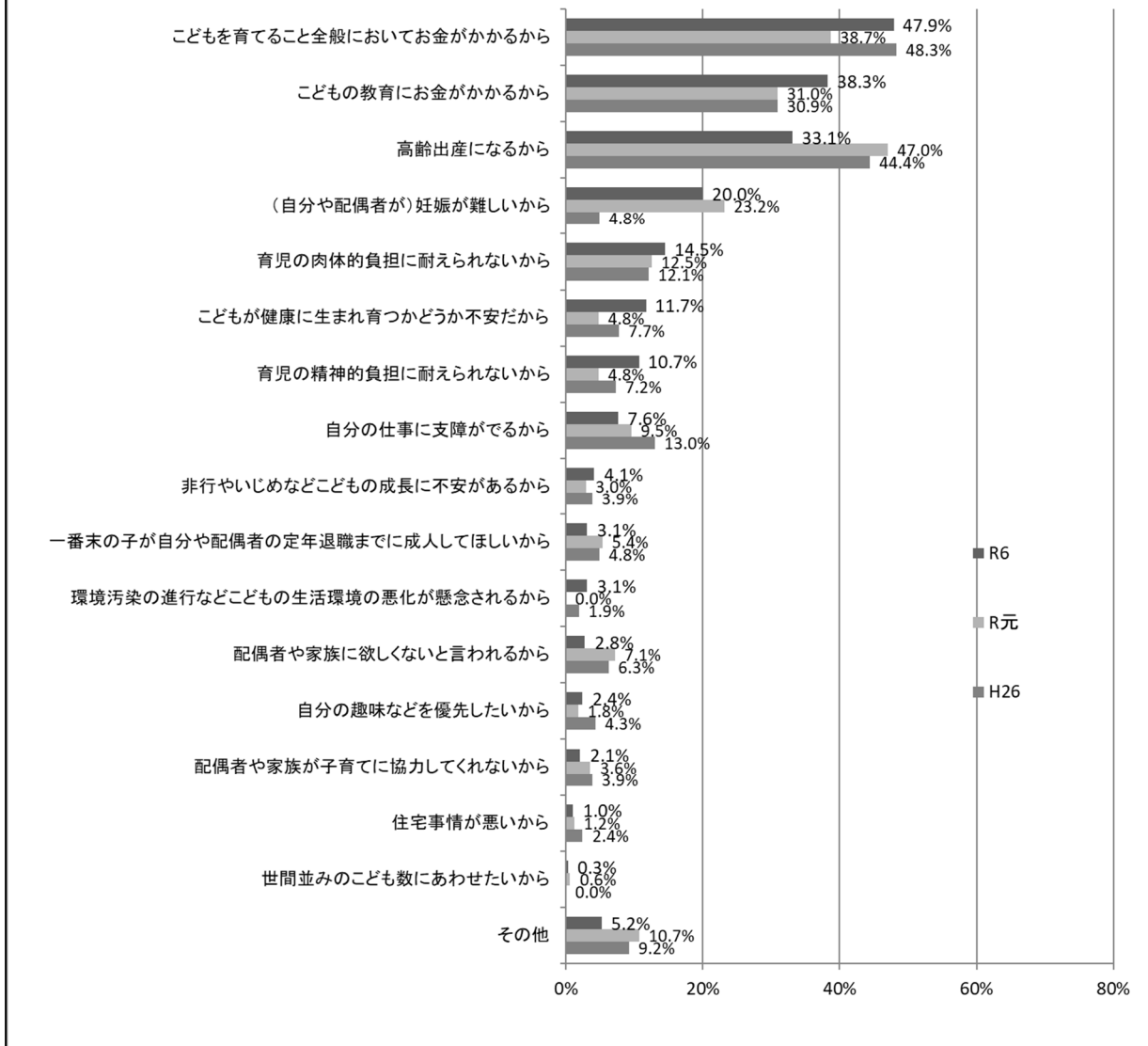


図-14 予定している子ども数が理想よりも少ない主な理由(宮崎県)



《将来に向けた課題について》

本県は、平成23年以降出生数の減少が続いており、このまま少子化が進行すれば、今後産業の担い手となる生産年齢人口の減少により地域経済の縮小につながるとともに、地域の見守りや防災・防犯の担い手不足など、生活のあらゆる面に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

少子化の要因としては、女性人口の減少や未婚化・晩婚化に見られる婚姻数の減少などが考えられますが、それぞれがさらに価値観の変化や経済的・身体的な不安や負担に起因しており、その解決は容易ではありません。

一方で、未婚者の約8割に結婚の意思があり、また、8割以上の世帯が2人以上の子どもを望むなど、少子化の歯止めにつながる可能性は十分残されています。

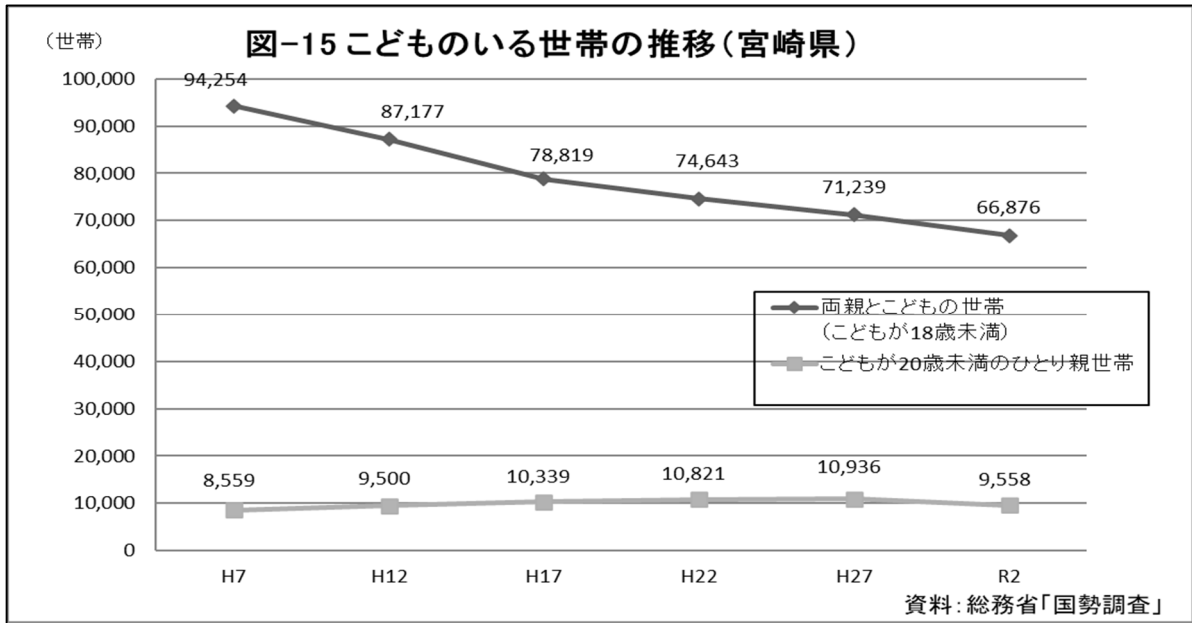
まずは、このような結婚や出産・子育てを望みながらも様々な理由で実現できていない方々に対し、その障害となる原因を減らし、除いていくことが重要です。併せて、より多くの方が結婚や子育てを前向きに受け止められるよう、社会全体の気運を高めていく必要もあります。

2 子育ての現状

(1) 子育ての実態

ア 子育て世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯は年々減少傾向にあります。また、子どもが20歳未満のひとり親世帯数は平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年は減少しています。(図15)



イ 子育てに関する悩みや不安

子育てをする上での不安感や負担感の有無については、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計すると、69.9%と、過去の調査と比較して上昇傾向にあります。(図16)

また、その不安や負担の内容については、「子育てにお金がかかる」が65.6%と最も多く、以下、「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」(40.2%)、「仕事と子育ての両立が難しい」(33.6%)となっています。(図17)

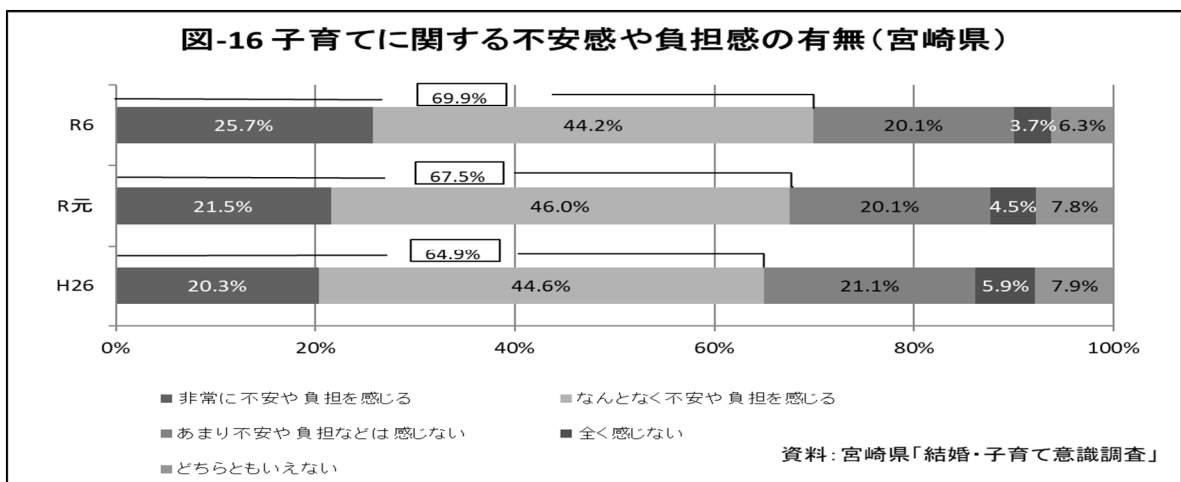
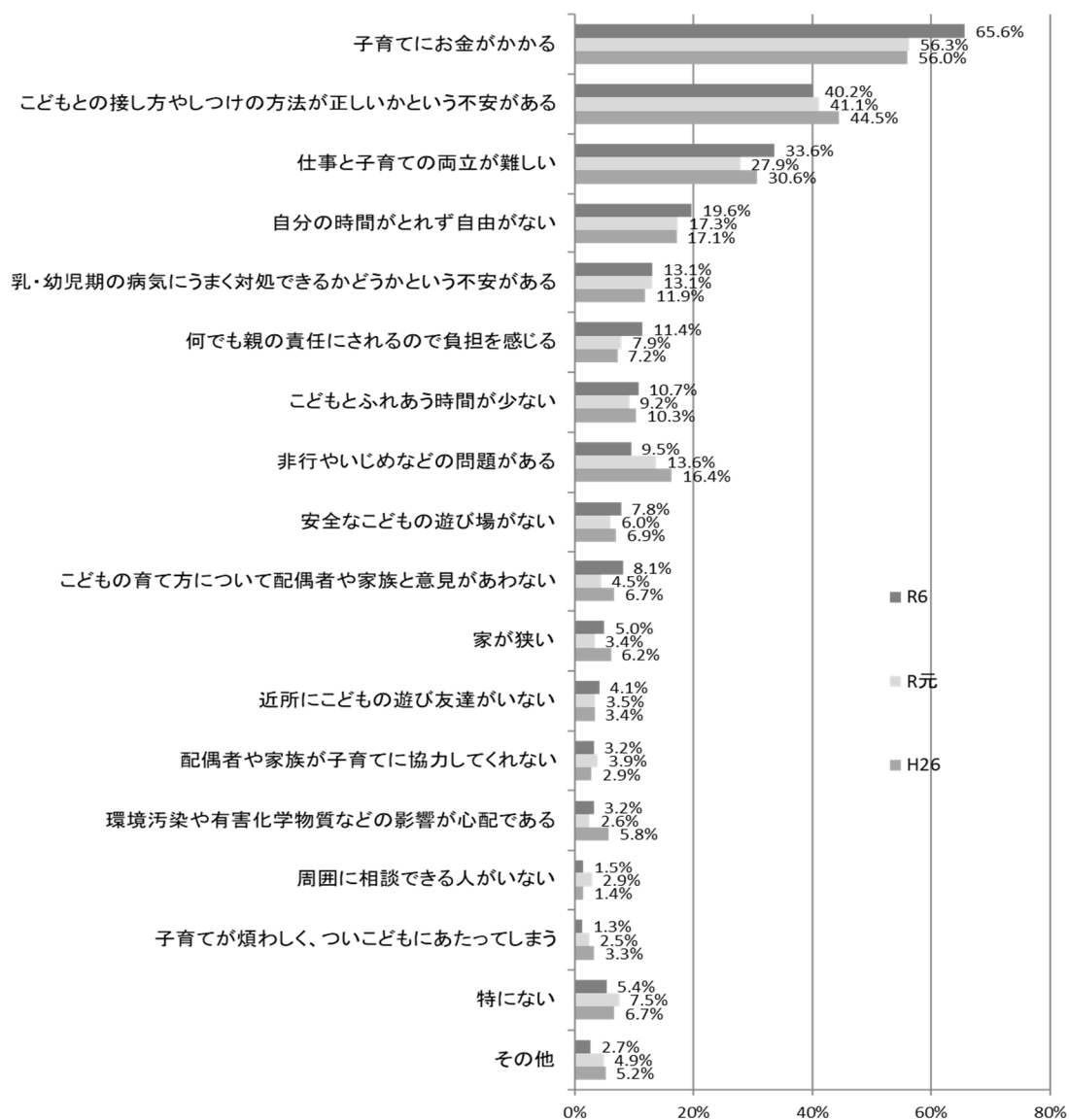


図-17 子育てに関する不安感や負担感の内容(宮崎県)

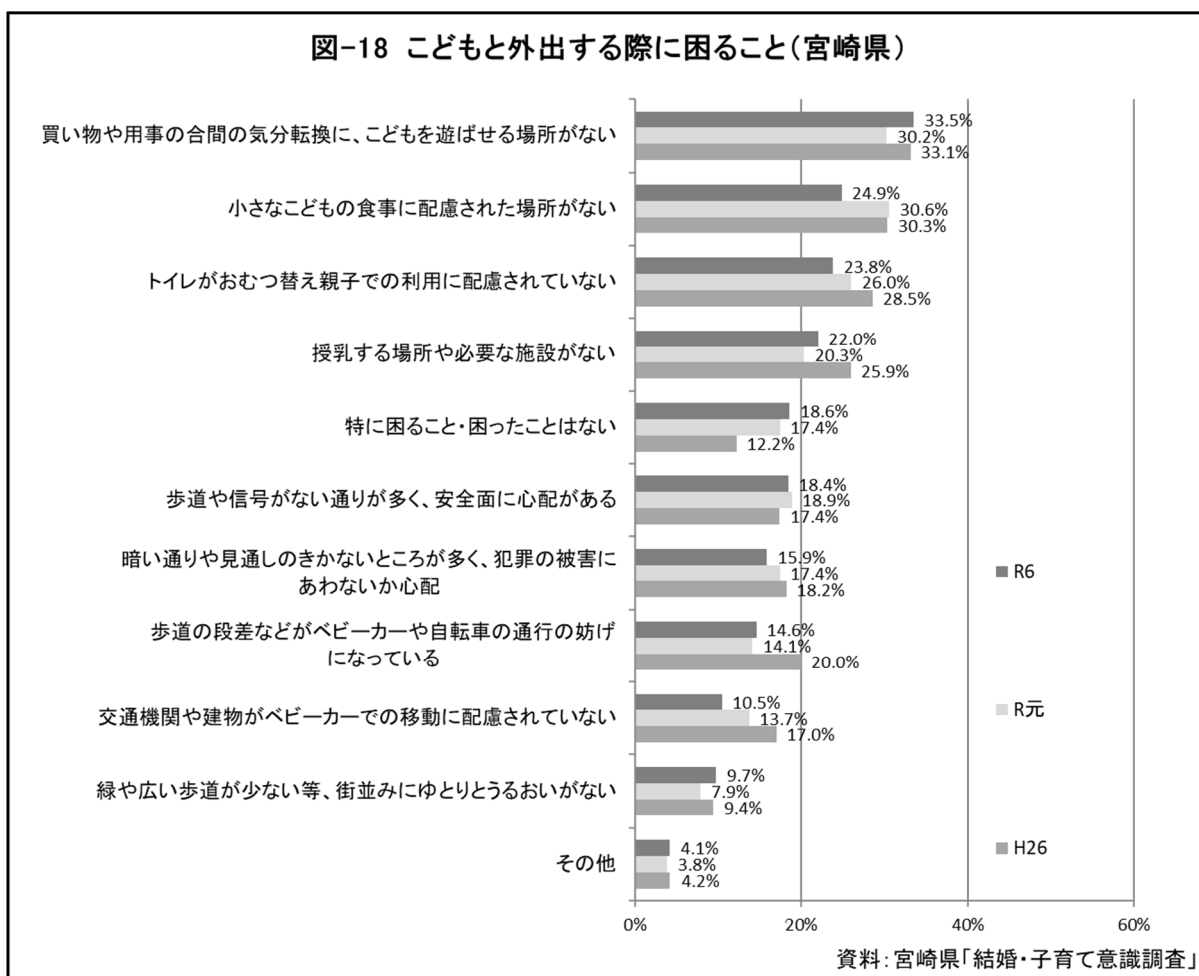


資料: 宮崎県「結婚・子育て意識調査」

ウ こどもと外出する際に困ること

こどもと外出する際困ることや困ったことについて、「買い物や用事の合間の気分転換に、こどもを遊ばせる場所がない」が33.5%と最も多く、以下、「小さなこどもの食事に配慮された場所がない」(24.9%)、「トイレがおむつ替え親子での利用に配慮されていない」(23.8%)となっています。(図18)

図-18 こどもと外出する際に困ること(宮崎県)

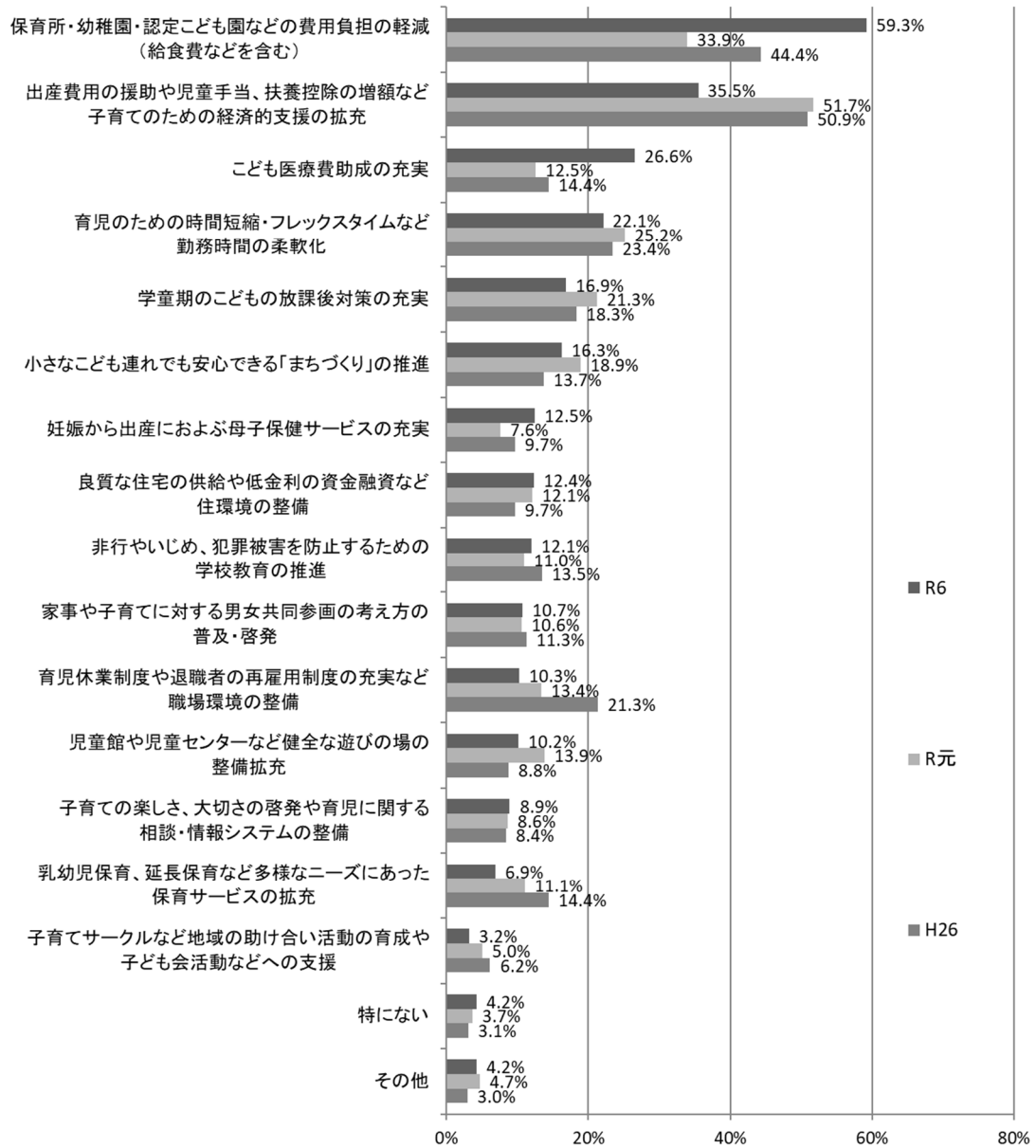


エ 子育て環境の整備について行政に望むこと

子育て環境の整備について行政に求める施策について、「保育所・幼稚園・認定子ども園などの費用負担の軽減（給食費などを含む）」が 59.3%と最も多く、以下、「出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」（35.5%）、「子ども医療費助成の充実」（26.6%）となっています。（図 19）

前回調査と比較すると、保育所・幼稚園・認定子ども園などの費用負担軽減や子ども医療費の助成の充実などの経済的支援を求める割合が大きく増加しております。

図-19 子育て環境の整備について行政に求める施策(宮崎県)

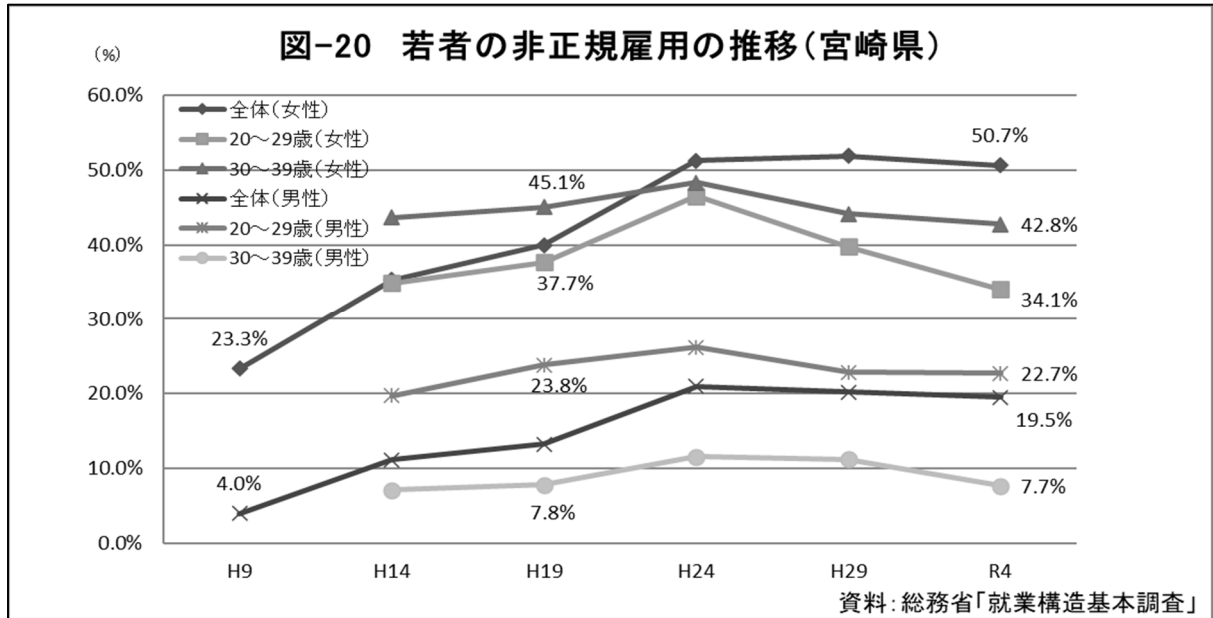


資料：宮崎県「結婚・子育て意識調査」

(2) 仕事と子育てについて

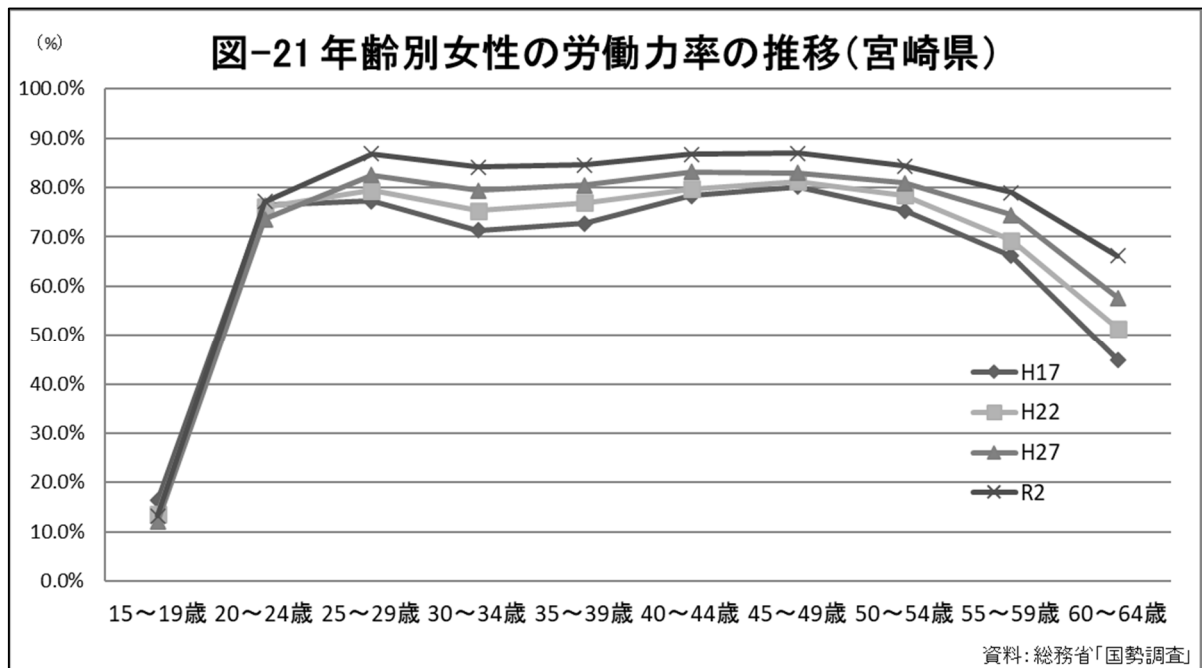
ア 若者の非正規雇用の状況

若者の非正規雇用の推移について、派遣労働者や有期契約労働者等を含めた非正規雇用の割合は、平成9年から平成24年にかけて上昇傾向にありましたが、それ以降、横ばいもしくは減少傾向にあります。(図20)



イ 女性の労働力率の状況

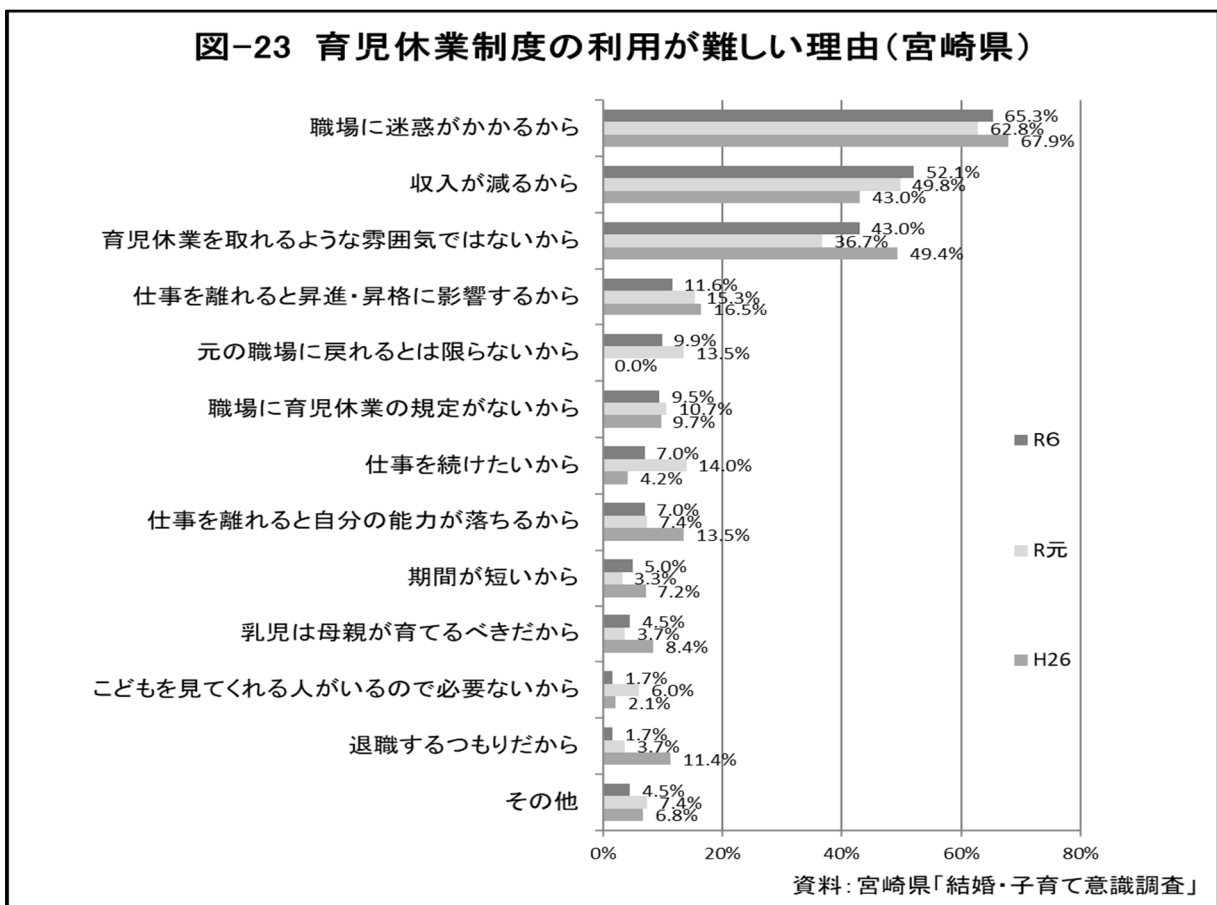
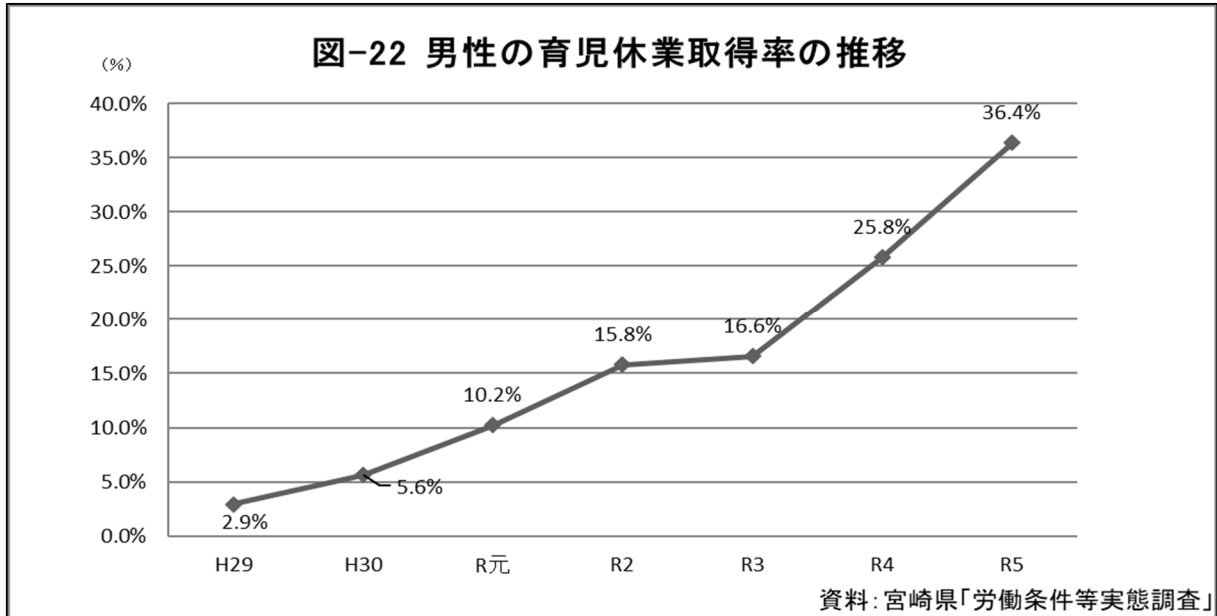
女性の労働力率について、かつては30歳代前半を底とするいわゆるM字曲線を描いていましたが、近年は30歳代の労働率が上昇しています。(図21)



ウ 男性の育児休業取得率の状況

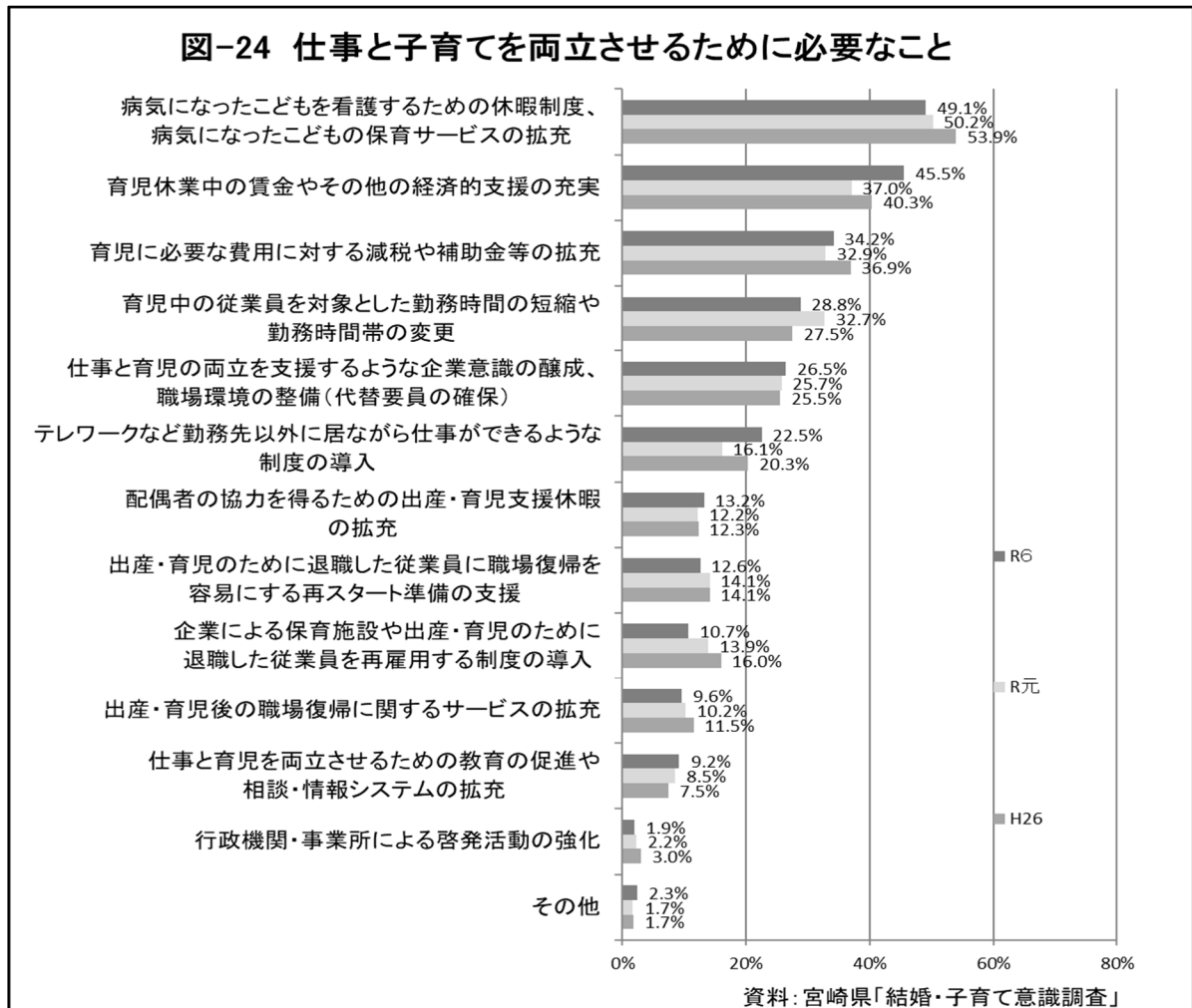
男性の育児休業取得率の推移について、近年顕著に増加しており、令和5年の育児休業取得率は36.4%と平成30年の5.6%と比べ約6倍以上の取得率となっています。(図22)

一方で、育児休業利用制度の利用が難しい理由として、「職場に迷惑がかかるから」が65.3%と最も多く、以下、「収入が減るから」(52.1%)、「育児休業を取れるような雰囲気ではないから」(43.0%)となっています。(図23)



エ 仕事と子育ての両立のために望むこと

仕事と子育てを両立させるために必要なこととして、「病気になった子どもを看護するための休暇制度、病気になった子どもの保育サービスの拡充」が49.1%と最も多く、以下、「育児休業中の賃金やその他の経済的支援の充実」(45.5%)、「育児に必要な費用に対する減税や補助金等の拡充」(34.2%)となっています。(図24)



《将来に向けた課題について》

子育てに関して経済的な要因をはじめとする不安や負担を感じる割合が徐々に増加するとともに、女性の就業率が高まる一方で、育児休業制度の利用が難しいとする声があがるなど、子育てと暮らしや仕事との両立には未だに多くの課題があり、少子化の一因にもつながっています。

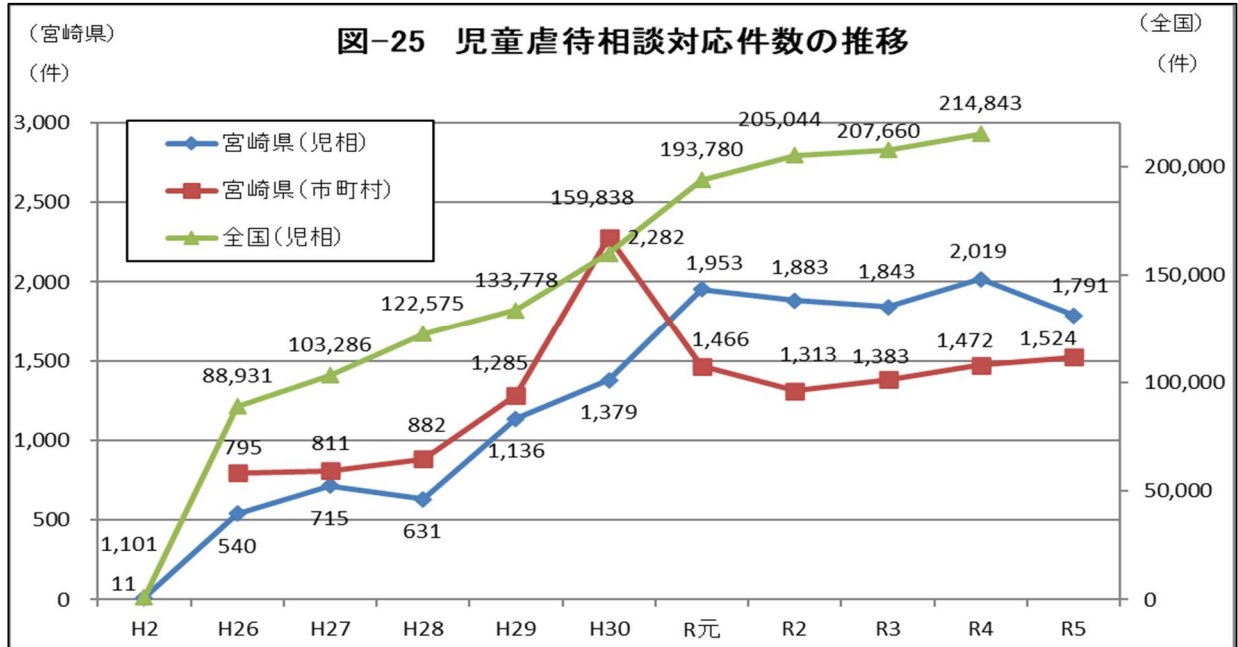
子育ての基本は家庭ですが、その負担のすべてを家庭に負わせるのではなく、地域全体で分かち合い、支え合っていくことが重要であり、子育て世帯であっても、希望するライフスタイルを実現できる社会を目指していく必要があります。

これまででも、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組んできたところですが、改めて子どもや子育て世帯の視点に立って各施策の充実を図っていく必要があります。

3 こども・若者の現状

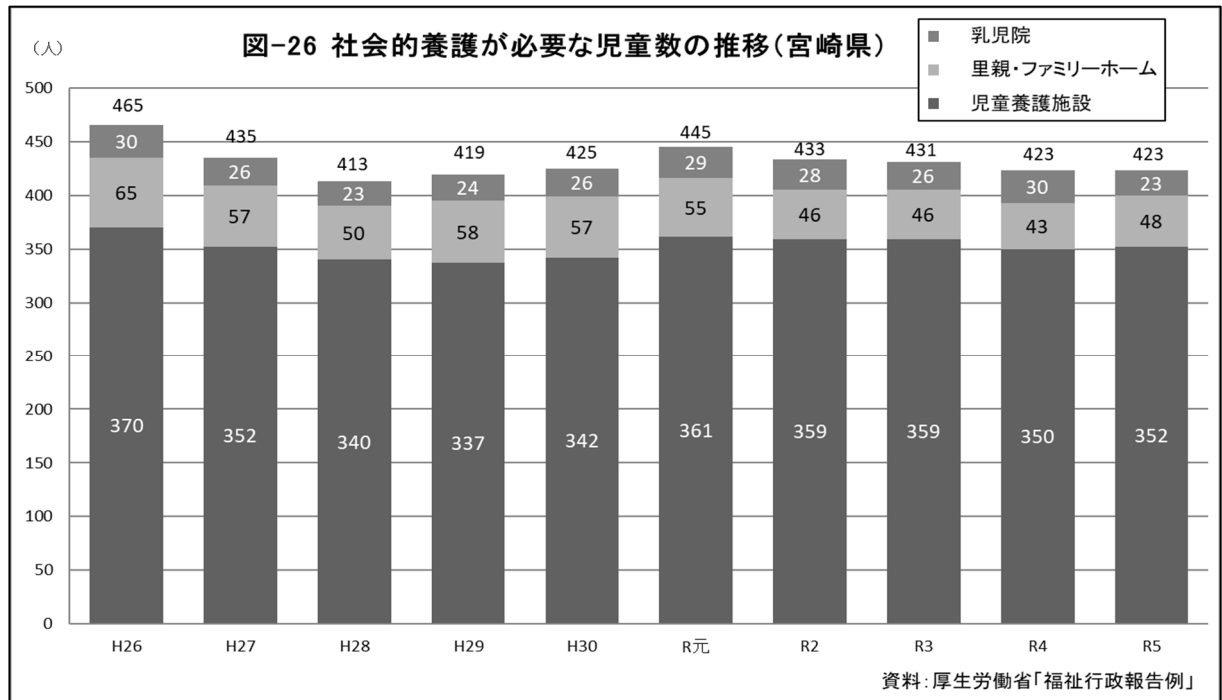
(1) 児童虐待に関する相談の状況

児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県においても高止まりの傾向にあります。(図 25)



(2) 社会的養護が必要な児童の状況

社会的養護が必要な児童数は、令和 5 年度 423 名であり、近年は横ばいで推移しています。(図 26)



※R5年数値は速報値

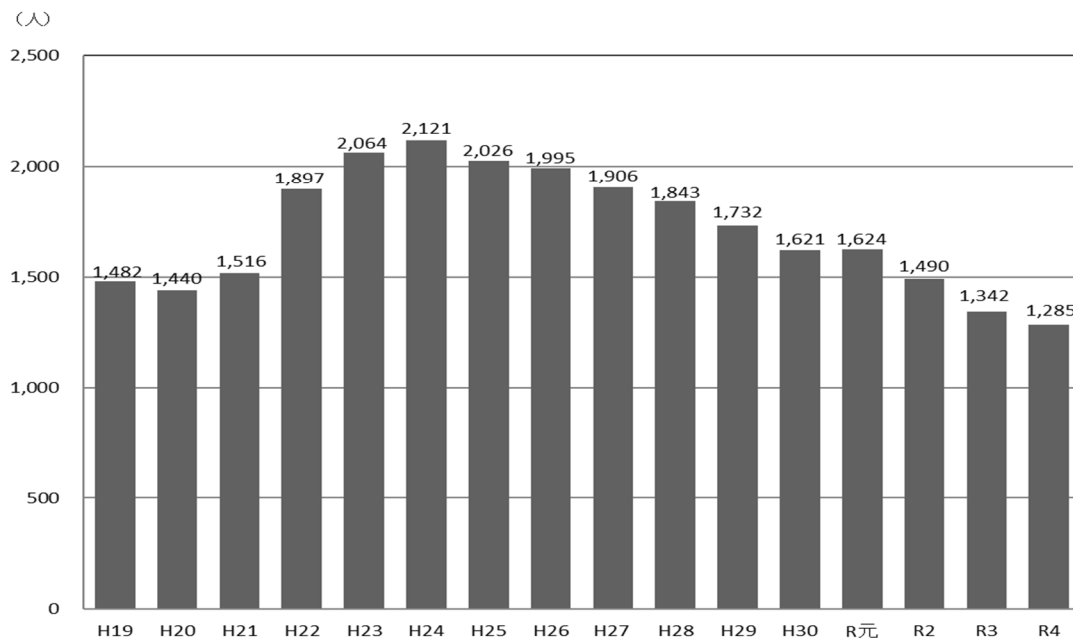
(3) こどもの貧困の状況

生活保護世帯における18歳未満の子ども数については、平成24年度をピークに、年々、減少傾向にあります。令和4年度は1,285人と依然として多い状況にあります。(図27)

また、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率については、一般世帯との差が開いています。(図28)

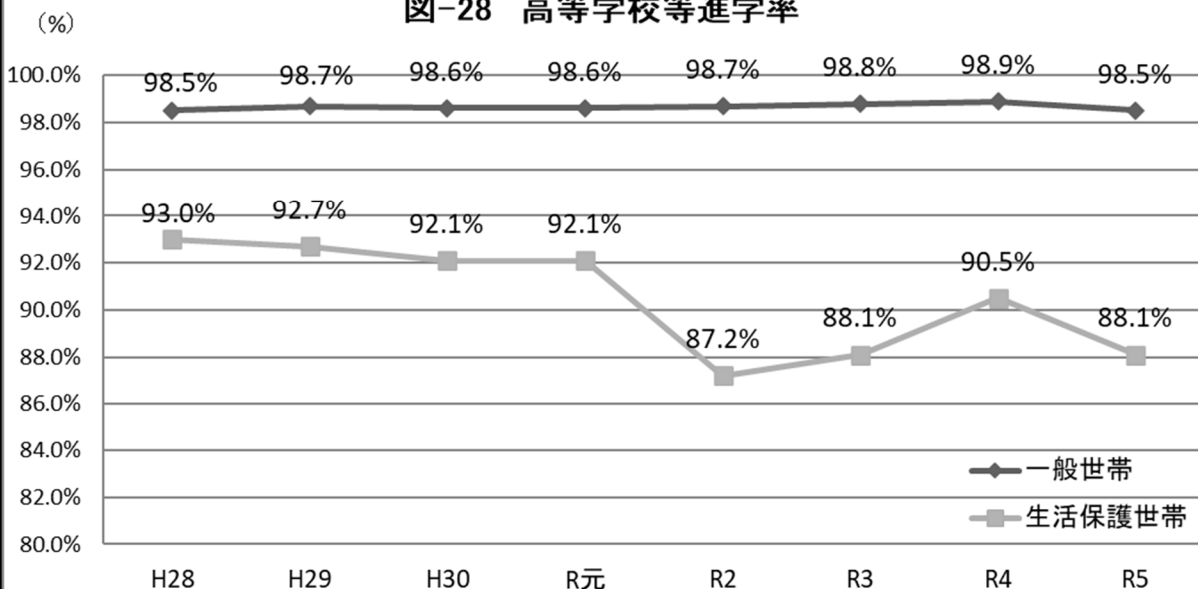
こどもの貧困対策について県や市町村に求める施策については、「給食費や学用品などの就学援助の充実」が52.1%と最も多く、以下、「大学等進学に対する教育機会の提供」(37.3%)、「幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上」(27.5%)となっています。(図29)

図-27 生活保護世帯における18歳未満の子ども数の推移(宮崎県)



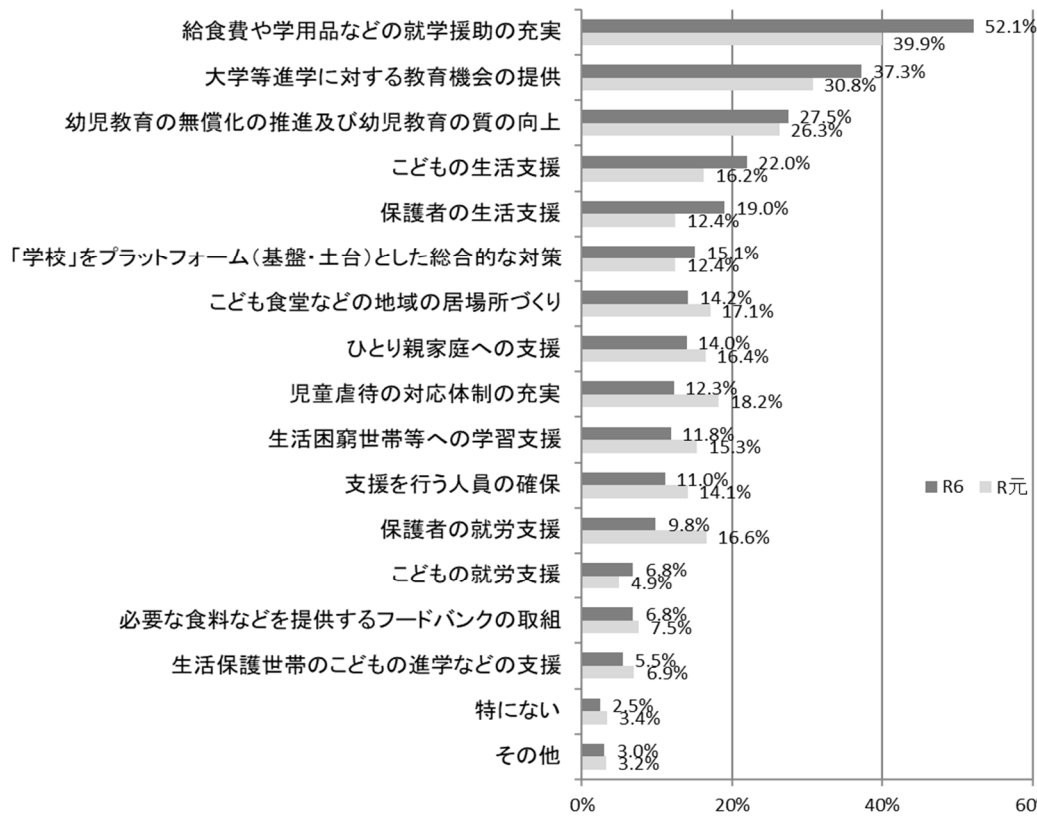
資料:厚生労働省「被保護者調査」

図-28 高等学校等進学率



資料:生活保護世帯は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
一般世帯は、文部科学省「学校基本調査」を基に作成

図-29 こどもの貧困対策について行政に求める施策(宮崎県)

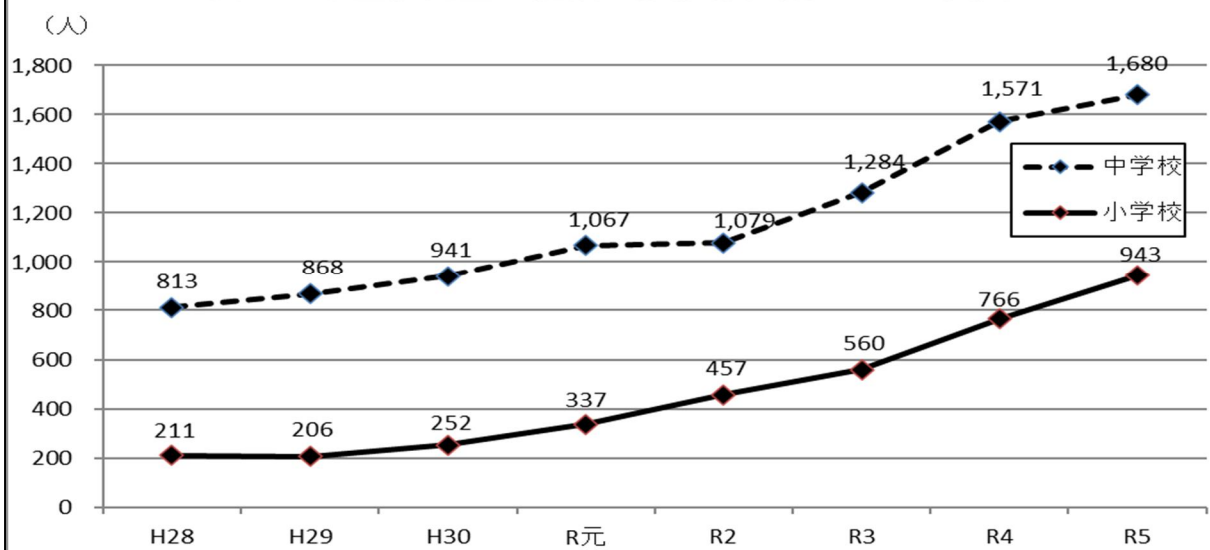


資料: 宮崎県「結婚・子育て意識調査」

(4) 不登校の状況

令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校 943 人、中学校 1,680 人となっており、年々増加傾向にあります。(図 30)

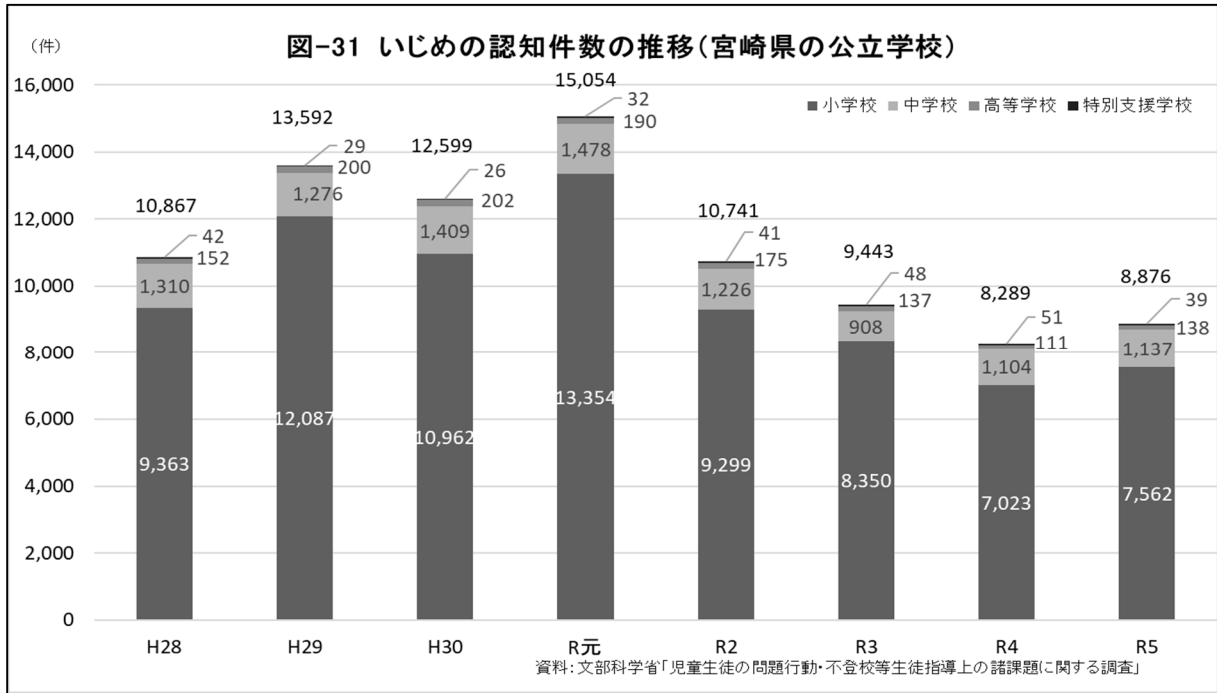
図-30 不登校児童生徒数の推移(宮崎県の公立学校)



資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

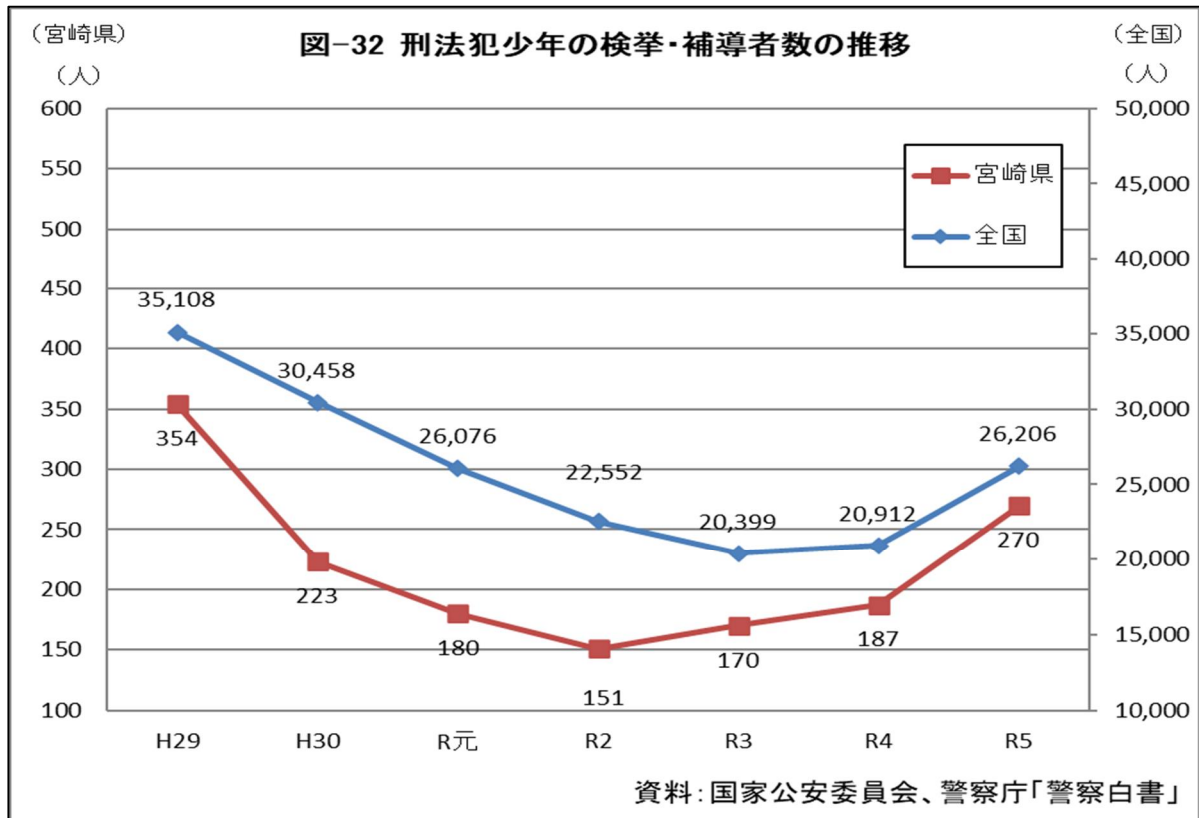
(5) いじめの状況

いじめの認知件数は、令和元年度の15,054件をピークに減少傾向にあります。(図31)



(6) 非行の状況

本県の令和5年の刑法犯少年の検挙・補導者数は270人となっており、令和2年以降、増加傾向にあります。(図32)



《将来に向けた課題について》

虐待を受けた子どもや社会的養護が必要な子ども達は、心身に深い傷を残し、成長後も様々な生きづらさにつながる可能性が高くなります。そのため、関係機関との連携により適切に保護し、心身ともに健やかに暮らせる環境を構築する必要があります。

こどもの貧困は直面する経済的な問題にとどまらず、心身の健康や学習・進学機会などにも影響を及ぼすことで、将来の権利や利益の喪失、さらには次への貧困の連鎖にもつながりかねない深刻な問題です。子ども達が将来への希望が持てるよう、こどもの生活や教育の支援はもとより、保護者も含めた生活の安定化を図ることが必要です。

さらには、不登校やいじめの問題、こどもの非行の問題に関しては、様々な要因が絡み合っており、非常に複雑化しています。問題解決のためには、子どもたちとしっかりと向き合い、彼らの悩みを解消していくことともに他人に対する思いやりなど互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが必要です。

いずれの場合も、困難な状況に置かれた子どもたちの声を早期に把握し、行政を中心に様々な団体や組織が連携した取組を推進していくことで子どもたちに寄り添ったきめ細やかなサポートを実施していく必要があります。

第2章 「子ども・若者プロジェクト」の推進

1 プロジェクトの趣旨

本県においては、前章のとおり、こどもを生む世代の女性人口の減少に加え、ライフスタイルの変化や価値観の多様化による未婚化・晩婚化の進行、さらには、コロナ禍以降の婚姻数の大きな落ち込みなど、少子化が急速に進んでいます。

一方で、本県の合計特殊出生率は上位（R6：2位）にあり、婚姻や出生の構造を全国と比較すると、20歳代の結婚が多い、第3子・第4子の出生割合が高いといった特長が見られます。

このような本県の強みや特長を生かし、さらに伸ばすことで少子化に歯止めをかけるため、令和5年度から8年度までの短期集中的な取組として、日本一挑戦プロジェクト「子ども・若者プロジェクト」を展開しています。

2 プロジェクトの目指す姿

「日本一生き育てやすい県への挑戦！」
～県・市町村一丸となって、子ども・若者政策の好循環を創出し、人口減少を抑制～

3 プロジェクトの柱と取組の方向性

目標の実現に向け、以下の3つの柱で取組を整理しています。

(1) 出逢い・結婚の希望を叶える

- ・結婚に対するポジティブイメージの醸成
- ・結婚を希望する独身者に向けた施策の強化
- ・市町村、企業、団体における出逢い・結婚支援の取組の強化

(2) 子どもがほしい人の希望を叶える

- ・男性の家事・育児参加の促進など、第2子以降の希望を後押しする施策の強化
- ・子育ての負担軽減に向けた受け皿の充実と人材確保
- ・市町村の実情に応じた専門家による伴走支援

(3) 安心して子育てをすることができる教育環境をつくる

- ・教育的支援が必要なこども達を誰一人取り残すことのない学びの環境の充実
- ・海外での活躍など、こどもの将来の夢や希望を強く後押しする取組の強化

また、少子化には、婚姻や出産の減少だけでなく、今後親世代となる若者、特に女性人口の減少も大きく影響していることから、令和7年度からは、女性・若者の県内定着に向けた環境づくりについても、本プロジェクトの中で取組を強化していきます。

4 プロジェクトの重点指標

	指標設定時（R4）	目標値（R8）
合計特殊出生率	1.63	1.8台
婚姻数	3,805組	4,500組

※ 3の具体的な取組については、第4章の各種施策の推進に記載予定

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

こどもは地域の宝であり、未来を築いていくのはこども達です。そして、こども・若者への支援は未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

少子化の進行や、こども・若者を取り巻く状況が大きく変化する中、全てのこども・若者が、心身ともに健やかに成長できることはもとより、夢や希望を持ち、困難な状況に陥った場合でも周囲の大人や社会にサポートされ、乗り越えられることで幸せを感じられる社会づくりが必要です。

さらに、若い世代が、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍し、それぞれの希望に応じ、家庭を持ち、子育てに喜びを実感する社会づくりが必要です。

このため、本県では「宮崎でこどもを生んで良かった、子育てをして良かった、そしてそのこども達が宮崎に生まれて良かった」と思えるようなみやざきの実現を目指して、次の基本理念を掲げることとします。

「すべてのこども・若者の夢や希望が叶い、幸せの輪が広がる宮崎づくり」

2 基本的視点

視点1 こども・若者の視点に立った施策の展開

こども・若者の意見を幅広く聴取し、その声を反映した施策を展開することにより、質の高いより実効性のあるこども施策を実践することで、課題解決に取り組んでいきます。

視点2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠前から乳幼児期、子育て期、学童期から青年期と、各ライフステージにおいて教育・保育、保健、医療、福祉など、切れ目なく支援することで、こども・若者が自分らしく社会生活を送れるよう社会全体で支えていきます。

視点3 困難な環境にあるこども・若者の支援

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他様々な事情により困難な状況にあるこども・若者が、安全で安心して過ごし幸せな状態で成長することができるように、その特性やニーズに応じたきめ細かい支援を行っていきます。

視点4 若者にとって魅力あるみやざきづくり

若い世代が宮崎で働くことや暮らしていくことに喜びを感じ、仕事におけるキャリアとライフイベントが充実することによって希望のライフプランを描けることができるよう、魅力ある地域づくりを推進していきます。

視点5 国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進

少子化傾向に歯止めをかけ、反転させていくためには、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があり、国や市町村との連携を強化します。また、こども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、県民との少子化に関する意識の共有・協調を促進していきます。

第4章 各種施策の推進

この章では、「すべての子ども・若者の夢や希望が叶い、幸せの輪が広がる宮崎づくり」の実現に向け、今後5年間に取り組むべき施策について、子ども・若者のライフステージを通じた施策、ライフステージ別の施策、子育て当事者等への施策の3つに分け、全体で9つの施策の柱、29の施策の方向性で整理している。

1 施策の内容

【施策体系図】

I ライフステージを通じた施策	
施策の柱1	子ども達の権利擁護・意見の反映 (1) 子ども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映
施策の柱2	未来を切り拓く子ども達への支援 (1) 遊びや体験活動の推進 (2) 子どもまんなかまちづくり (3) 子ども・若者が活躍できる機会づくり (4) 子ども・若者の健やかな育ちの実現
施策の柱3	困難な環境にある子ども達への支援 (1) こどもの貧困対策 (2) 障がい児・医療的ケア児への支援 (3) 児童虐待防止対策の更なる強化 (4) 社会的養護を必要とする子ども・若者への支援 (5) 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援 (6) 子ども・若者の自殺対策 (7) 犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組
II ライフステージ別の施策	
施策の柱4	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり（こどもの誕生前から幼児期まで） (1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 (2) 質の高い幼児教育・保育の提供
施策の柱5	宮崎の未来を担う子ども達の育成（学童期・思春期） (1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 (2) こどもの居場所づくり (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (4) いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援
施策の柱6	若者の希望を叶える宮崎づくり（青年期） (1) 新規学卒者・若者への就職支援 (2) 若者・女性にとって魅力ある地域づくり (3) 出逢い・結婚支援の充実・強化
III 子育て当事者等への施策	
施策の柱7	子育て支援の充実 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 子育て支援情報の発信、こども政策DXの推進
施策の柱8	共働き・共育ての支援 (1) 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の支援 (2) 多様な働き方と子育ての両立支援
施策の柱9	子どもと子育てにやさしい社会づくり (1) 県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成 (2) 地域の実情に応じた少子化対策の推進

(ライフステージを通じた施策)

施策の柱 1	子ども達の権利擁護・意見の反映
--------	-----------------

【施策の方向性】

(1) 子ども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映

子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、多様な人格を持った個として尊重されるべき存在です。このため、その権利や利益が積極的に擁護されるよう、県民への人権教育に取り組みます。加えて、子ども・若者の意見を聴き、子ども達の視点に立った施策を展開していきます。

【施策の具体的内容】

①	子ども・若者の権利に関する普及啓発
②	子ども・若者の意見を施策に反映させるための取組の推進

① 子ども・若者の権利に関する普及啓発

- 県民一人一人に子ども・若者の人権を尊重する心や態度が養われるよう、「子ども基本法」や「児童の権利に関する条約」の普及啓発を行うほか、人権に関する講座を開催するなど、家庭、地域社会などあらゆる場を通じた人権教育を行います。
- 学校教育において、「人権に関する作品」募集や、人権啓発映画の上映等、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成するとともに、子どもの権利を含む人権教育を行います。

② 子ども・若者の意見を施策に反映させるための取組の推進

- 子ども・若者の意見を幅広く聴取するため、アンケート調査等により、子ども達やその保護者などの意見を幅広く聴取します。また、聴取した意見については、効果的な施策の推進に生かします。
- 子ども・若者の社会参画を促すため、意見聴取の意義を広く周知するほか、意見について、ホームページ等を活用し、分かりやすくフィードバックします。

【施策の方向性】

(1) 遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、子ども達の健やかな成長の原点であり、多くの子どもや大人、様々な自然や場所など身の周りのモノやコトとの出会いや関わりを通じて、自分の世界を拡げ、成長していくことにつながります。このため、自然体験や社会体験、文化芸術体験、読書活動など「遊びと体験」の機会の充実に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	自然体験・社会体験の充実
②	木育の推進
③	食育の推進
④	文化芸術体験機会の提供・充実
⑤	「読書県みやざき」づくりの推進

① 自然体験・社会体験の充実

- 児童生徒の発達段階に即して、青少年自然の家の活用や、地域や学校、青少年育成団体と連携・協力した自然体験活動・社会体験活動の充実に努めます。

② 木育の推進

- 木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進するため、民間団体等が行う子どもや子育て家庭を対象とした木育教室の開催などを支援します。

③ 食育の推進

- 食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるため、家庭・地域等との連携を図り、「みやざき弁当の日*」等の取組を推進します。
- 食育ティーチャー等による料理教室や食の専門家であるシェフや農林産物生産者による味覚の大切さを学ぶ小学生向け「味覚の授業」®により、学校や地域等と連携した食育の取組を推進します。

④ 文化芸術体験機会の提供・充実

- 子ども達の豊かな感性や創造性を育て、ふるさとに対する誇りや愛着を育むため、質の高い公演に触れる機会の提供やふるさとへの関心を高める取組など子ども達の文化に触れる機会や創作・発表機会の充実に努めます。

⑤ 「読書県みやざき」づくりの推進

- こどもが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるため、新聞や学校図書館を活用した学習活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動を推進します。

*みやざき弁当の日・・・児童生徒の食への関心・意欲・食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるための取組

【施策の方向性】

(2) こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て世帯の方が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、その視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要です。このため、こどもや保護者が安心して利用できる公園の整備や、公共施設のバリアフリー化、授乳室・おむつ替えスペースの普及など、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

【施策の具体的内容】

①	こども・子育て施設の充実
②	子育てにやさしいまちづくり
③	こどもや子育て当事者の視点に立った公園づくり
④	公共施設等のバリアフリー化
⑤	子育てに適した住宅・居住環境の整備

① こども・子育て施設の充実

- ※子ども・子育て支援事業債関係
※具体的な施設名等記載が必要なことから全庁的に照会中

② 子育てにやさしいまちづくり

- 公共施設等の受付において妊婦やこども連れの方を優先する「こどもファスト・トラック」や、民間企業等との連携により、授乳室・おむつ替えスペースを提供する「赤ちゃんの駅」の設置を推進します。

③ こどもや子育て当事者の視点に立った公園づくり

- 子育て家庭が安心して都市公園を利用できるよう、遊具の改修など、都市公園内の施設改修や整備等を行います。

④ 公共施設等のバリアフリー化

- 県有施設のバリアフリー化推進や、公共的施設を有する民間事業者等への啓発に取り組みます。
- 「おもいやり駐車場制度」について、一層の普及啓発とともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、施設管理者等に継続的に働きかけを行います。

⑤ 子育てに適した住宅・居住環境の整備

- 公営住宅においては、子育て世帯向けの住戸（期限付き入居）の確保や入居時の抽選倍率を優遇する優先入居等を活用して、子育て世帯の入居機会の拡大を図るほか、子育てを担う世代が、安全でゆとりある住宅を確保できるよう、ホームページ等を活用して、住まいに関する情報を提供します。

【施策の方向性】

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

グローバル化の進行など社会が変化していく中で、それに対応した教育の推進など、未来の社会をけん引するこども達の育成が重要です。このため、異文化や多様な価値観等の理解、社会とのつながりを意識した学びやチャレンジ精神を育成する教育など様々な取組を推進し、将来宮崎で活躍できる人材を育成します。

【施策の具体的内容】

①	グローバル人材の育成
②	E S D教育、S T E A M教育の推進
③	外国人のこども・若者等への教育の支援
④	アンコンシャス・バイアスの解消に向けた広報・啓発

① グローバル人材の育成

- 本県と諸外国の青少年との相互交流や、J E T青年の地域参加を通じた地域レベルでの国際交流、国際交流イベントや学校教育等における国際協力活動の啓発に取り組みます。
- 宮崎から世界へ挑戦し、地域や県内企業を支えるグローバル人材を育成するため、高等教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実に取り組みます。
- 各学校段階を通じた外国語教育の連携を図るとともに、国際理解の基礎となる地域や日本、外国の伝統・文化を大切にす教育や外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の充実を図ることで、グローバル人材の育成を推進します。

② E S D教育、S T E A M教育の推進

- 総合的な学習（探究）の時間を中心として、社会とのつながりを意識した主体的な学びの機会を充実するなど、E S D教育*に取り組みます。
- 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「S T E A M教育*」等の視点に立って、教科分野横断的な資質・能力の育成を図ります。

③ 外国人のこども・若者等への教育の支援

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について、市町村と連携し、必要な支援を行います。

④ アンコンシャス・バイアスの解消に向けた広報・啓発

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、男女共同参画センターを中心とした講座の開催など、分かりやすい広報・啓発や情報提供などに取り組みます。

*E S D教育・・・Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する学習・教育活動

*STEAM教育・・・Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の5つの単語の頭文字を組み合わせた教育概念。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習

【施策の方向性】

(4) こども・若者の健やかな育ちの実現

不妊や予期せぬ妊娠、性感染症などを防ぐためにも、妊娠・出産など健康管理に関する様々な取組が必要です。このため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、性に関する健康支援に取り組みます。併せて、慢性疾病等を抱えるこども達の支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発
②	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
③	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

- ① プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発
 - 男女を問わず、性と健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、健康教育や普及啓発に取り組みます。
 - 学校における専門医による講話等の実施や性に関する相談窓口の設置など、児童生徒が抱える健康課題に対応できる体制づくりを進めます。
- ② 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
 - 予期せぬ妊娠や死産・流産等を含めた性と健康に関する悩みについて、相談支援を実施します。また、支援者向けの研修会等を通して、保健・医療・教育等の関係機関が共通認識を持ち、連携して取り組めるよう努めます。
- ③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
 - 小児慢性特定疾病を抱える児童の家庭に対し、医療費負担の軽減を図るとともに、健全育成及び自立促進を図るため、相談や訪問指導等の支援を行います。また、成人後も必要な医療を切れ目なく提供するため、小児期と成人期の医療従事者間の連携を図ります。

【施策の方向性】

(1) こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や学習の機会・意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子ども達の権利や利益を脅かすとともに、社会的孤立や次代への貧困の連鎖にもつながりかねない深刻な問題です。こどもの貧困を解消し、連鎖を断ち切るため、その背景にある様々な社会的要因を踏まえながら、切れ目のない支援を推進します。

【施策の具体的内容】

①	教育の支援
②	生活の安定の支援
③	保護者の職業生活の安定と向上のための支援
④	経済的支援

① 教育の支援

- 「学校」をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。
- こどもが抱える貧困を含めた様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制を強化します。
- 教育の機会均等を保障するため、各種資金の貸付や授業料減免等により、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 生活困窮世帯やひとり親世帯のこどもに対して、民間団体等と連携して居場所づくりを含む学習支援に取り組みます。

② 生活の安定の支援

- 福祉事務所のほか、教育、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関が連携・協力して、生活面の課題の解決に向けた支援を行います。
- 貧困の状態にあるこどもが地域において孤立することを防ぐために、こども食堂やフードバンクなど、地域全体でこどもを見守り支える取組を支援します。
- こどもの貧困対策支援に携わる人材の育成や民間団体等への支援を行います。

③ 保護者の職業生活の安定と向上のための支援

- 貧困の状態にある世帯の生活を安定させるとともに、親の働く姿を見て育つことで、こどもの労働に対する意識を醸成し、貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者の自立に向けた包括的な支援に取り組みます。

○ ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保に取り組みます。

④ 経済的支援

○ 貧困の状態にある家庭の生活を下支えするために、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。

○ 意欲と能力のある学生等が経済的状況にかかわらず大学等への進学の手続きを支援するよう、奨学金制度や各種資金の貸付、授業料減免による支援を行います。

【施策の方向性】

(2) 障がい児・医療的ケア児への支援

障がいのあるこども達が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送るためには、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援していく必要があります。このため、療育支援体制の整備やサービスの充実を図るとともに、学習機会の充実を図るためのインクルーシブ教育の実現に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進
②	障がい児を支援するサービスの充実
③	専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
④	インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

- ① 地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進
 - 児童発達支援センター、児童発達支援事業所が地域の中心となって、保育所等訪問支援などを活用しながら、保育所、児童相談所及び保健所等との連携を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実を図ります。
- ② 障がい児を支援するサービスの充実
 - 障がい児に対する療育支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの充実など、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備を推進します。
- ③ 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
 - 医療的ケア児や重症心身障がい児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中心とした相談支援や関係機関の相互の連携など、地域における支援体制の整備を進めるとともに、短期入所や在宅サービスの拡充に取り組みます。
 - 難聴児の早期発見・早期療育推進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図るとともに、支援のための中核的機能を有する体制を整備します。
- ④ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組
 - 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応えることができるよう、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実を図るとともに、こども達の達成感、自己肯定感を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。

【施策の方向性】

(3) 児童虐待防止対策の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるもので、決して許されるものではありません。こども達を虐待から守るため、家庭支援や相談体制の整備、受入体制の強化など、市町村や関係機関との連携を更に強化し、児童虐待の未然防止や早期発見など取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
②	親子関係の再構築支援
③	一時保護所の体制強化
④	こども家庭福祉に携わる人材の確保・育成支援など児童相談所の体制強化
⑤	市町村や関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発

- ① こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
 - 母子保健から児童福祉まで一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の全市町村設置に向け、助言や運営費の支援を行います。
 - 子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、市町村と連携して、子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業などの家庭支援事業を推進します。
- ② 親子関係の再構築支援
 - 親子関係の修復や再構築支援など、児童相談所が中心となり、こどもの意向等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう、家庭に対する支援を行います。
- ③ 一時保護所の体制強化
 - 一時保護児童のプライベートが守られるよう個室化を進めるとともに、一時保護児童が可能な限り原籍校へ通学できるよう里親等の一時保護委託先の確保に努めます。また、研修などによる職員の専門性の向上や、関係機関との連携などの体制強化を行います。
- ④ こども家庭福祉に携わる人材の確保・育成支援など児童相談所の体制強化
 - 児童福祉司等の適正配置や研修による専門性の向上を図るほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得を促進します。
 - 児童相談所と警察による合同訓練を定期的に行うことにより、こどもの安全を迅速かつ確実に確保できる連携体制を強化します。
- ⑤ 市町村や関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発
 - 市町村の児童虐待対応のスキルアップや連携強化を図るため、児童相談所職員が必要に応じ

たサポートを行い、こども家庭への支援がきめ細やかに行える体制づくりを進めます。

- 市町村や警察などにより一層の情報共有を図ることで、児童虐待の未然防止や早期発見に繋がるとともに、適切な役割分担のもとで連携を強化します。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知広報を継続し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

【施策の方向性】

(4) 社会的養護を必要とするこども・若者への支援

保護者のいない、または保護者と暮らすことが適当でないこども達など、社会的養護を必要とするこども達が適切に保護され、健やかに暮らせる社会の実現を目指していくことが必要です。このため、養育者との適切な愛着関係の形成や、里親制度の普及などにより、こども達の社会的孤立を防ぎながら、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	里親等委託の推進
②	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
③	児童養護施設等における人材育成
④	自立支援の強化
⑤	特定妊婦等に対する支援の強化

① 里親等委託の推進

- 里親登録者を確保するため、市町村と連携し、多くの人が集まるイベント等で説明会を実施するなど里親制度の普及啓発を行うとともに、児童相談所を中心に、こどもと里親のマッチングを迅速かつ丁寧に行い、こどもに最適な里親への委託を進めます。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 児童養護施設に対し、家庭的環境に近い地域小規模児童養護施設の設置を促すとともに、虐待等の予防的支援措置として、市町村の家庭支援事業を積極的に受託するよう促し、地域支援や在宅支援の充実を図ります。

③ 児童養護施設等における人材育成

- 施設職員を対象とする研修の内容を充実させるとともに、専門研修機関への派遣を促すなど職員の資質向上に取り組みます。

④ 自立支援の強化

- 社会的養護自立支援拠点を中心に、関係機関と連携して、社会的養護経験者等が社会で孤立することがないように支援を行います。

⑤ 特定妊婦等に対する支援の強化

- 子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業により、生活に困難を抱える特定妊婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供するとともに、妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討を行います。

【施策の方向性】

(5) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、こどもの健やかな成長を妨げかねない比較的新しい課題です。また、ひきこもりは社会的孤立を招き、本人のみならず家族の日常生活にも支障を及ぼすなど深刻な問題です。いずれも顕在化しづらい問題であるため、早期把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の整備など支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	ヤングケアラーへの支援
②	ひきこもりへの支援

① ヤングケアラーへの支援

- 早期発見・支援につなげるため、教育分野や関係機関等との連携体制を構築するとともに、「子ども・若者総合相談センターわかば」での相談対応や社会的認知度向上に向けた普及啓発に取り組みます。

② ひきこもりへの支援

- ひきこもりで悩んでいる方やその家族を支援するため、「ひきこもり地域支援センター」において、電話・面接相談や訪問支援を行うとともに、身近な地域でひきこもりの相談支援が受けられるよう、市町村によるひきこもり相談窓口の後方支援を行います。

【施策の方向性】

(6) こども・若者の自殺対策

社会全体のつながりが希薄化している中、いじめや学校内の人間関係、家庭内問題等を理由に、毎年自殺に追い込まれるこどもがいます。こどもが自ら命を絶つようなことのない社会を作っていくため、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。このため、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、SOSの出し方に関する教育の推進や、悩み、不安を身近に相談できるための体制づくりに努めます。

【施策の具体的内容】

①	こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発
②	自殺予防教育の推進
③	電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ① こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発
 - 県民一人一人が悩んでいる人に声かけを行う「ひなたのキズナ“声かけ”運動」や自殺予防の普及啓発活動について、こども達への周知に取り組みます。
- ② 自殺予防教育の推進
 - こども達がいのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶSOSの出し方に関する教育を推進します。また、教職員がこどものSOSに気付き、受け止め、関係機関につなぐことのできる研修を実施します。
- ③ 電話・SNS等を活用した相談体制の整備
 - 精神保健福祉センターや市町村、こころの悩みへの対応を専門とするNPO・企業等と連携しながら、こども達が相談しやすい体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

(7) 犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組

自らの安全を十分に確保できない幼少期、活動範囲が徐々に拡大していく就学期、社会の一員として自立し始める青年期など、子ども・若者の成長過程によって変化していく安全・安心を確保していくためには、家庭、学校、社会が一体となったハード・ソフトの取組が必要です。このため、性犯罪・性暴力対策や学校における安全教育、交通安全活動、道路交通環境の整備などの取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	子どもが安全に安心してインターネットを利用できる取組の推進
②	子ども・若者の性犯罪・性暴力対策
③	通学路等の交通安全対策や安全な道路交通環境の整備
④	防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進
⑤	学校等における子どもの安全の確保
⑥	非行防止・自立支援の推進

- ① 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる取組の推進
 - 子どもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行えるよう、情報リテラシーの習得支援や子どもや保護者に対する啓発などに取り組みます。
- ② 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「さぼーとねっと宮崎」において、被害を受けた子ども・若者の心身の負担を軽減するため、安心して相談、カウンセリング、医療などが受けられるよう総合的な支援を行います。
 - 学校等で性犯罪及び性被害防止のための教育を行います。また、相談窓口で受けた相談への対応や、犯罪被害者等の精神的ダメージ軽減のためのカウンセリングなどの支援活動を関係機関・団体と連携して行います。
- ③ 通学路等の交通安全対策や安全な道路交通環境の整備
 - 子どもの安全な通行を確保するため、学校・教育委員会、警察、道路管理者等で連携し、各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に位置づけられている要対策箇所において、歩道や防護柵等の交通安全対策や道路交通環境整備に取り組みます。
 - 「ゾーン30プラス」の整備や交通安全総点検等に基づく安全対策を実施するほか、信号灯器のLED化や交通安全施設等の整備を推進します。
- ④ 防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進

- こどもを交通事故から守るため、交通事故を様々な角度から総合的・科学的に分析し、分析結果に基づく街頭活動や安全教育、広報啓発等の交通事故防止対策を推進します。また、県交通安全実施計画に基づく活動を関係機関・団体と連携して実施し、チャイルドシート・シートベルトに加え自転車ヘルメットの着用率向上を目指します。
 - 学校等における防犯講話や不審者対応訓練等を通して、危険から自分自身を守る知識や能力を身につけさせる安全教育を行います。また、安全に関する情報の迅速な共有を図ることで、事故や犯罪の未然防止を推進します。
- ⑤ 学校等におけるこどもの安全の確保
- 保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化など、園舎等の整備を促進します。
 - 県立学校等の施設・設備について、安全・安心な環境を確保するため、老朽化（長寿命化）対策を推進するとともに、建物の非構造部材の耐震対策に取り組みます。
 - 市町村立学校の施設整備に対し、安全確保に関連する国庫補助等の情報提供や技術的助言を行います。
 - 防災や不審者侵入防止、新たな危機事象への対応等、地域や学校の特性に応じて実効性のあるものになるよう、学校安全計画と危機管理マニュアルの見直しを行います。
- ⑥ 非行防止・自立支援の推進
- 学校等で、非行防止教室、街頭補導活動、相談支援活動等を行うほか、非行に走るおそれのある少年やその保護者に対して立ち直りに向けた支援活動を推進します。

(ライフステージ別の施策)

施策の柱 4	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり (こどもの誕生前から幼児期まで)
--------	--

【施策の方向性】

(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

こどもの健やかな育ちには乳幼児期からの定期的な健康診断や医療体制の確保が必要ですが、本県においては少子化に伴い産科が減少するなど、厳しい状況にあります。このため、周産期医療体制等の整備を図るほか、不妊治療対策を強化するなど、県民が安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	妊娠・出産に係る相談体制や不妊治療対策の強化
②	周産期医療・小児医療体制の整備
③	産前産後の支援の充実と体制強化
④	乳幼児健診等の推進
⑤	産婦人科医・小児科医の確保・育成

① 妊娠・出産に係る相談体制や不妊治療対策の強化

- 男女を問わず性と生殖に関する健康上の問題や悩みを解決するため、性と健康の相談センター「スマイル」等において、思春期、妊娠・出産、不妊・不育等のライフステージに応じた専門的な相談支援を行います。
- 不妊治療への理解促進に向けた啓発活動を行うとともに、不妊治療に要する費用を助成するなど、妊娠・出産を希望する方を支援します。
- 妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦等への身体的、精神的ケアや経済的支援を行います。

② 周産期医療・小児医療体制の整備

- 緊急時やハイリスク症例に備えたネットワークの強化を図るため、地域分散型の周産期医療体制を支える関係者の連絡会の充実、中核病院の症例検討やカンファレンス等に取り組みます。
- 個別の状況に応じた産後ケア事業の実施や分娩医療機関までのアクセスが困難な地域に居住する妊産婦への交通費支援など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 限られた医療資源で小児医療提供体制の維持を図るため、県内4地区をこども医療圏として、圏域内における初期、二次、三次救急医療体制を確保するとともに、休日・夜間等のこどもの急病等に関する相談体制の確保や適正受診の啓発等を行います。

③ 産前産後の支援の充実と体制強化

- 産後ケア事業について、全ての方が希望するサービスを利用できるよう体制を整えます。また、支援者向けの研修会等を通して、保健・医療等の関係機関が共通認識を持ち、取り組めるよう努めます。
- 里帰り妊産婦への切れ目のない支援の充実を図るため、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携を促進します。
- 妊娠・出産・産後のケアの切れ目のない支援を行うために、医療、保健、行政等の関係者との協議会を通じて体制の強化を図ります。

④ 乳幼児健診等の推進

- 疾病の早期発見・早期治療を目的として、新生児マススクリーニング検査を実施するための検査・治療体制の充実に取り組みます。また、新生児聴覚検査について、早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組みます。
- 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるよう、市町村が行う1か月児及び5歳児を含めた乳幼児の健康診査を支援します。
- 感染症の発生予防のため、市町村や医師会と連携して、予防接種に関する正しい知識の普及、必要な情報の提供を行い、接種率の向上を図ります。

⑤ 産婦人科医・小児科医の確保・育成

- 周産期・小児医療体制の維持に必要な医師の養成・確保を図るため、医師修学資金の貸与をはじめとした関係者一体となったキャリア形成支援を行うとともに、産科・小児科に関しては専門研修資金貸与や産科医等の処遇改善支援等に取り組みます。

【施策の方向性】

(2) 質の高い幼児教育・保育の提供

幼児期は、こどもの将来にわたるウェルビーイングの向上にとって重要な時期であり、不安な時などの身近な大人の寄り添いや、安心感をもたらす経験の繰り返しなど、こどもの育ちに必要な愛着の形成が不可欠です。このため、保育従事者の研修など、幼児教育・保育の質の向上に取り組むとともに、保育人材の育成や確保等に取り組めます。

【施策の具体的内容】

①	幼児教育・保育の質の向上
②	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進
③	保育人材の育成・確保・処遇改善

① 幼児教育・保育の質の向上

- 保育者の資質や専門性の向上を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育従事者を対象として、キャリアステージに応じた研修や、保育現場における喫緊の課題に対応した研修などを実施します。
- 県の幼児教育スーパーバイザーや市町村幼児教育アドバイザーが保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児教育・保育施設を訪問し、保育参観や園内研修を実施します。
- 認定こども園への移行に当たり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進が必要となることから、勤務経験を踏まえた資格取得に係る特例制度について周知します。

② 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、保育施設や小学校の関係者が連携したカリキュラム・教育方法の充実・改善が進むよう、幼児教育センターによるカリキュラム作成支援や市町村の体制整備への助言、研修の充実等に取り組めます。

③ 保育人材の育成・確保・処遇改善

- 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための修学資金や就職準備金等の貸付を行います。
- 保育士支援センターにおいて、保育士等への相談支援とともに、保育施設と再就職を希望する保育士等との就職あっせんを行います。
- 保育人材の安定確保や資質の向上を図るため、施設長等に対する労務管理研修を実施するとともに、更なる処遇改善について国への働きかけを行います。

【施策の方向性】

（１）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

学童期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む重要な時期です。学校を単に学ぶだけの場とするのではなく、こどもにとって大切な居場所の一つとなるよう、学校生活の充実を図ることが必要です。このため、学力の向上や体力づくりなど、宮崎の未来を担う子ども達を育む教育を推進します。

【施策の具体的内容】

①	確かな学力を育む教育の推進
②	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
③	地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組の推進

① 確かな学力を育む教育の推進

- 主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育むため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業を推進します。
- 学力の向上を図るため、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やチーム・ティーチングなどに取り組みます。
- 学びに向かう力を育成する「ひなたの学び」を軸に、研修会や学校訪問の実施等により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、教員の指導力を向上させるとともに、児童生徒の学力向上を図ります。

② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*を一体的に進め、こどもを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」と、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る「学校を核とした地域づくり」を推進します。

③ 地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組の推進

- 運動・スポーツに親しむ子ども達を育成するため、指導者を対象とした研修会等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等を通じてスポーツ機会の充実に向けた取組を支援します。
- 児童生徒の体力の向上を図るために、各学校が作成したスクールスポーツプランに基づく計画的な授業づくりや授業外における実践、体力づくり優良校の表彰などに取り組みます。

*コミュニティ・スクール・・・校長・教職員、保護者代表、地域住民代表等で構成する「学校運営協議会」を設置し、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み

*地域学校協働活動・・・地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して子ども達の学びや成長を支える活動

【施策の方向性】

(2) こどもの居場所づくり

全てのこどもが孤独を感じることなく、安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体でこども達を支えていく取組の推進が必要です。このため、地域で交流できる場を新たにつくり、こどもを見守る取組を進めていくほか、依然として待機児童が多い放課後児童クラブについて、待機児童の解消に向けた取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	こども食堂などこどもの居場所づくりの推進
②	放課後児童対策の取組強化

- ① こども食堂などこどもの居場所づくりの推進
 - こどもを誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うため、官民の連携・協働を重視しながら、こども食堂やフードバンク等の取組を支援し、持続可能なこどもの居場所づくりを推進します。
 - 新たな居場所づくりの担い手を支援するため、コーディネーターによる立ち上げ時のサポートや情報提供など、円滑な立ち上げを支援します。
- ② 放課後児童対策の取組強化
 - 市町村に対して放課後児童クラブの施設整備や運営にかかる経費を支援するとともに、放課後児童支援員の資格取得や資質向上のための研修を実施します。
 - 待機児童の解消に向け、市町村と連携しながら必要な検討を行い、放課後児童の居場所の確保に努めます。
 - 国の放課後児童対策パッケージによる放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を進めることで、双方でこども達の情報を共有し、よりきめ細かな支援に繋げるほか、様々な体験活動の機会の提供による放課後児童の多様な居場所づくりを推進します。

【施策の方向性】

(3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

少子化に伴う学校規模の縮小や、学校の統合など、地域との結びつきが希薄となる中、生活経験の少ない子どもにとって、地域と連携し愛着を育む教育が重要です。このため、子ども達が社会の中で主体的に行動できるよう、自立に必要な知識の習得や「みやざき愛」の醸成、キャリア教育に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進
②	ライフデザインに関する意識啓発・情報提供
③	消費者教育・金融経済教育の推進
④	キャリア教育・職業教育の推進

① 郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進

- 児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるよう、地域や学校の特色に応じ、総合的な学習（探求）の時間をはじめ、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと宮崎に学び、誇りと愛着を育む教育を推進します。

② ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

- 若い世代が結婚や子育て、ワークライフバランス等、将来のライフデザインを描くことができるよう、セミナーやワークショップを実施します。また、参加者同士のグループワークや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出します。

③ 消費者教育・金融経済教育の推進

- お金や物の価値、インターネットの使い方の注意点を学習するなど、児童生徒が知識として身につけ、自立した消費者として成長するため、出前講座等により消費者教育を推進します。
- 計画的なお金の使い方や返済能力に応じた借入れ等、金銭や物に対する健全な価値観の育成が図られるよう、金融広報委員会と連携し、金融経済教育研究校の取組を支援するとともに、取組状況等を県内に発信するなど、金融経済教育を推進します。

④ キャリア教育・職業教育の推進

- 子ども達が自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育支援センターの充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して体験的・実践的なキャリア教育を推進します。
- こどもが熟練技能者と交流し匠の技に触れる技能体験の場を提供し、技能に対する興味・関心を高め、産業を支える技能者としての職業観に触れる機会を確保します。

また、産業技術専門校における技能者の育成をはじめ、地域や産業界、教育機関等と連携した職業能力開発に関する事業に取り組みます。

【施策の方向性】

(4) いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、最悪の場合、自殺につながりかねない深刻な問題です。また、コロナ禍の影響もあり増加傾向にある不登校は、本人、家庭、学校など様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どの子どもにも起こり得るものです。このため、いじめの未然防止教育を推進するとともに、不登校の早期解決が図られるよう、スクールカウンセラー等の充実により相談支援体制を強化します。

【施策の具体的内容】

①	いじめ防止対策の強化
②	不登校の子どもへの支援
③	高校中退の予防、高校中退後の支援

① いじめ防止対策の強化

- 「いじめの認知から解消までのガイドライン」による指導の徹底を図り、いじめの積極的な認知・解消に努めます。
- いじめの未然防止に向け、「宮崎県いじめ問題子供サミット」を開催するなど、いじめの未然防止取組推進校における児童生徒の主体的な取組を支援します。
- 深刻化するネットトラブル等への対応として「ひなた子どもネット相談」や「ネットパトロールの実施」など、未然防止や教育相談体制を充実に努めます。

② 不登校の子どもへの支援

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどの学校の専門スタッフの配置を拡充するなど学校の相談体制を強化します。
- 県教育支援センター「コネクト」において、児童生徒及びその保護者への学習や相談活動等による直接支援や、学校の支援体制に対する助言などの間接支援の充実を推進するとともに、市町村教育支援センターやフリースクール等民間団体との連携を進めます。

③ 高校中退の予防、高校中退後の支援

- 中途退学への未然防止策として、生徒指導、教育相談、キャリア教育等の日常的な教育活動を通じて、生徒一人一人に応じた指導・支援に取り組めます。また、中退後の支援として、生徒や保護者に寄り添い、就学や就職を支援します。

【施策の方向性】

（１）新規学卒者・若者への就職支援

若者が将来への展望を持ち、結婚や子育てなど希望のライフプランを実現させていくためには、雇用の安定など、経済的に不安なく生活できる環境が必要です。このため、不本意な早期離職を抑制し、キャリアの早い段階から職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう、新規学卒者等への就職支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	新規学卒者等への支援
②	若者への就職支援
③	リ・スキリングの推進

① 新規学卒者等への支援

- 高校生向けと大学生等向けの2つの就職総合情報サイトやSNSを活用し、県内企業の紹介や就職関連情報、みやざきで働く良さ等を情報発信するとともに、大学等に進学した学生の保護者向けに就職情報等を提供します。
- 高校の学年ごとに職業体験ガイダンスや企業説明会等の取組を実施するとともに、大学生等と受入企業のマッチングを行うウェブサイト「みやざきインターンシップNAV I」の活用により、県内企業での大学生等のインターンシップ参加を進めます。

② 若者への就職支援

- 大学等卒業予定者や一般求職者を対象に、対面やオンラインでの就職説明会を開催し、県内企業とのマッチングの機会を提供するとともに、「ヤング」OBサポートみやざきにおいて、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。
- 長期間職業に就けず悩んでいる若者等の就職を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニング等のキャリア開発プログラム等を実施します。

③ リ・スキリングの推進

- 地域経済をけん引する産業人材を育成するため、様々な業種に共通して求められるビジネススキルを身に付ける人材育成プログラム「ひなたMBA」を実施します。
- 産業人材の職業能力開発を促進するため、事業主等が、雇用する労働者の技能向上を図るために自ら行う認定職業訓練を支援します。

【施策の方向性】

(2) 若者・女性にとって魅力ある地域づくり

本県にとって若者、特に女性の県外流出は大きな課題であり、若者や女性に選ばれ、暮らし、働くことの楽しさや幸せを実感できるよう環境整備を進めることが重要です。このため、魅力ある雇用の創出やU I Jターンの更なる促進など、若者が宮崎で希望のライフプランを描き、定着に結びつく施策の取組を強化します。

【施策の具体的内容】

①	移住・U I Jターンの推進
②	若者・女性が魅力ある職場として選び、定着できる企業の立地の推進
③	若者の起業・創業支援や地域課題解決型ビジネス等の新たな産業の振興
④	賃上げ、非正規雇用労働者の正規化の取組
⑤	企業等における女性の参画拡大

① 移住・U I Jターンの推進

- 就業に伴う移住や18歳未満の子どもを帯同した移住及び若い世代を含めた地方移住の関心の高まりを捉えた移住を推進するとともに、学生を対象とした地方への就職活動に要する経費の負担軽減や住居支援、移住後のフォローアップなど、一貫した支援に取り組みます。
- 移住・U I Jターン希望者が必要とする生活と仕事の情報を一元的に提供する「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」において、マッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」を活用しながら、県内就職に関する相談対応や職業紹介を実施します。

② 若者・女性が魅力ある職場として選び、定着できる企業の立地の推進

- 若者・女性等が活躍できる雇用の機会を創出するため、情報関連産業や半導体関連産業等の重点産業分野を中心とした企業立地を推進するとともに、本社機能の移転・拡充を促進します。

③ 若者の起業・創業支援や地域課題解決型ビジネス等の新たな産業の振興

- 地域における社会的課題の解決に資する起業や、事業計画の策定など商工会議所・商工会等で行う創業支援の取組を支援します。

④ 賃上げ、非正規雇用労働者の正規化の取組

- 中小企業・小規模事業者の賃上げの原資を確保するため、生産性向上等による「稼ぐ力」の向上や適正な価格転嫁を推進します。
- 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている若者等を支援するため、「ヤング」OBサポートみやざきにおいて、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。

⑤ 企業等における女性の参画拡大

- 女性はもちろん男性も生き生きと働くことができる環境づくりを進めるため、関係機関や行政で組織する「みやぎ女性の活躍推進会議」において経営者等を対象とした研修会開催など活動強化を図るとともに、女性活躍に関し各企業の抱える課題を解決するためのアウトリーチ型の支援に取り組みます。
- 就業を希望する女性を対象とする相談窓口を設置し、就職支援のための各種セミナー、就職面談会の開催や、求職者と求人企業のマッチング支援などを実施します。

【施策の方向性】

(3) 出逢い・結婚支援の充実・強化

ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、未婚化・晩婚化が進んでいることに加え、コロナ禍の影響で近年婚姻数が大きく減少しています。このような状況に歯止めをかけるため、様々なイベント等の開催による出逢いの機会の創出を図るほか、若い世代が結婚に対してポジティブなイメージを持てるよう気運醸成に取り組むなど、出逢い・結婚支援を強化します。

【施策の具体的内容】

①	結婚に対するポジティブイメージの醸成
②	みやざき結婚サポートセンター等による出逢いの機会の創出
③	結婚支援コンシェルジュによる支援
④	結婚に伴う新生活への支援

① 結婚に対するポジティブイメージの醸成

- 若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえて、メディアと連携した戦略的な広報や著名人の起用、イベントの開催等により、出逢いや結婚を社会全体で応援する気運を醸成します。

② みやざき結婚サポートセンター等による出逢いの機会の創出

- みやざき結婚サポートセンターを運営し、出逢いや結婚を希望する男女の1対1のマッチングをサポートするとともに、イベントの開催による出逢いの機会を創出します。
- 民間団体が実施する結婚支援イベント等の情報をSNSや県ホームページに掲載するなど、出逢いを希望する方への情報発信を行います。

③ 結婚支援コンシェルジュによる支援

- 結婚支援コンシェルジュを配置し、県、市町村、企業・団体との連携強化や、それぞれの機関における出逢い・結婚支援の取組を支援します。

④ 結婚に伴う新生活への支援

- 国や市町村と連携し、結婚に伴う住宅取得費用や引っ越し費用等を補助するなど、新婚夫婦の新生活を支援します。

(子育て当事者等への施策)

施策の柱 7 子育て支援の充実

【施策の方向性】

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てに関する不安や負担として最も大きいのが「子育てにお金がかかる」といった経済的負担感です。これまでも、幼児教育・保育の無償化（令和元年～）や児童手当の拡充（令和6年～）など、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組むとともに、国にも強く対策を求めてきたところですが、引き続き、子育て当事者の声を聴きながら、取組の充実に努めます。

【施策の具体的内容】

①	児童手当支給による経済的支援
②	幼児教育・保育料の負担軽減
③	こども医療費の負担軽減
④	高校生等への授業料・教育費の負担軽減
⑤	高等教育費等の負担軽減

① 児童手当支給による経済的支援

- 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当を支給します。

② 幼児教育・保育料の負担軽減

- 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育所等の利用料の軽減に取り組むとともに、完全無償化の早期実現について国への働きかけを行います。

③ こども医療費の負担軽減

- 市町村と連携して乳幼児医療費助成制度の安定的な運営に努めるとともに、全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について国への働きかけを行います。

④ 高校生等への授業料・教育費の負担軽減

- 全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、公立学校授業料相当額（私立高等学校等の場合は所得に応じて加算）の助成を行うほか、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）を支給します。

⑤ 高等教育費等の負担軽減

- 就学支援制度や奨学金など、進学を希望する人のための支援制度について、広く周知を行うとともに、県内企業に就職した学生等に対して、在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援金を

給付します。

【施策の方向性】

(2) 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進

各家庭が大きな不安や負担なく子育てを行っていくためには、地域の中でそれぞれの家庭のニーズに応じた支援が受けられることが重要です。このため、市町村と連携し、子育て支援事業の充実や適切な情報提供を図るとともに、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備を促進します。

【施策の具体的内容】

①	子育て相談支援体制の推進
②	病児保育の利用促進
③	地域の子育て力を活用したファミリー・サポート・センターの推進
④	子育て支援に携わる担い手の養成
⑤	家庭教育支援の推進

① 子育て相談支援体制の推進

- 子育て世帯の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に交流できる場の提供や交流の促進を図るほか、こども家庭センター等の活用により、子育てについての相談や情報提供を行います。

② 病児保育の利用促進

- 自宅での保育が困難な病気のこどもを一時的に預かる病児・病後児施設について、市町村と連携して更なる設置を促進するとともに、利用料を助成します。

③ 地域の子育て力を活用したファミリー・サポート・センターの推進

- 乳幼児や子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターについて、会員数及び利用者数の増加を図るため、市町村と連携した広報周知を行います。

④ 子育て支援に携わる担い手の養成

- 保育園、一時預かりなど保育現場で従事する子育て支援員を養成するため、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施します。

⑤ 家庭教育支援の推進

- 家庭教育に関する学習機会（みやざき家庭教育サポートプログラム*等）の充実を図るとともに、家庭教育支援に係る地域のキーパーソンによる家庭教育支援体制を整備します。

*みやざき家庭教育サポートプログラム・・・参加者同士が交流しながら、親としての役割やこどもとの関わり方、地域の親子の支援の仕方についての気づきを促すことをねらいとした学習プログラム

【施策の方向性】

(3) ひとり親家庭への支援

母子世帯の45%が平均月収15万円未満にあるなど、本県のひとり親家庭は厳しい経済状況にあり、子どもにとって不利益が生じることがないように、子育てを支えていく必要があります。このため、経済的支援や就労支援によりひとり親家庭の生活を安定させていくとともに、教育支援など、子ども達の学習機会の充実を図ります。

【施策の具体的内容】

①	ひとり親家庭への経済的支援
②	ひとり親家庭に対する子育て・生活支援
③	ひとり親家庭の就労支援
④	ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援
⑤	ひとり親家庭に対する相談支援体制の強化

- ① ひとり親家庭への経済的支援
 - 生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。
 - 生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。
 - ひとり親家庭が養育費の支払いを適切に受けられることができるよう支援します。
- ② ひとり親家庭に対する子育て・生活支援
 - 一時的に家事援助や保育等が必要となったひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行うことにより、ひとり親家庭の子育てや生活を支援します。
- ③ ひとり親家庭の就労支援
 - 貧困の状態にあるひとり親家庭が、より良い就業によって安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援に努めます。
 - 就業支援策を活用して就職する場合、必要な資金の貸付等を行います。
- ④ ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援
 - 民間団体や社会福祉協議会等と連携しながら学習支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや学校等の関係機関と連携して適切な指導援助を行います。
 - 「桜さく成長応援ガイド」などにより、経済的な理由で進学の夢をあきらめることのないよう、支援制度の周知を図ります。
- ⑤ ひとり親家庭に対する相談支援体制の強化
 - ひとり親家庭の相談支援を行う母子・父子自立支援員を各福祉事務所に配置し、ひとり親が安心して相談できる体制を確保します。

【施策の方向性】

(4) 子育て支援情報の発信、こども政策DXの推進

子育てにおいては、親子間や保育従事者との直接的なつながりによる愛着形成が何よりも重要です。一方で、子育てを取り巻く環境にも着実にデジタル化の波は浸透しており、子育てをより楽しく、安全・安心なものとなるよう、デジタル技術を手段として適切に活用していくことが必要です。このため、SNS等により必要な情報や支援をタイムリーに発信していくとともに、母子保健情報や保育現場のデジタル化を推進します。

【施策の具体的内容】

①	子育て支援情報の総合的な提供
②	母子保健のデジタル化や保育DXなどこども政策DXの推進

- ① 子育て支援情報の総合的な提供
 - 子育て支援にかかる必要な情報や支援が届くよう、SNSや子育て支援ポータルサイト「すくすくみやざき」をとおして、妊娠・出産や子育て等の各段階に応じた支援情報や関連イベント情報等を提供します。
- ② 母子保健のデジタル化や保育DXなどこども政策DXの推進
 - 住民・地方公共団体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有による健康管理の充実や母子保健事業の充実を目指すとともに、子育て支援制度を網羅的に集約化したデータベース「子育て支援制度レジストリ」の活用による子育て支援制度の利用促進などこども政策のデジタル化と利活用を進める市町村を支援します。
 - 保育現場の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、給付事務のオンライン化・自動計算等による事務処理の軽減やICTの導入による保育の安全性の向上など保育DXを推進します。

【施策の方向性】

(1) 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の支援

男性の子育てへの参画は以前より進んできましたが、諸外国と比べ、依然として低い水準にあります。男性の家事・育児への積極的な参画を促す取組を官民一体となって推進するとともに、共働き・共育ての第一歩である男性の育児休業取得を促進し、「男性育休は当たり前」になる社会の実現を目指します。

【施策の具体的内容】

①	男性の家事・育児への参画促進
②	男性の育児休業取得を促すための企業等への支援

① 男性の家事・育児への参画促進

- 家事・育児に関するパパ向けワークショップや、県内企業と連携した親子で楽しめる参加型イベントの開催などにより、企業や県民の子育てへの気運を醸成します。

② 男性の育児休業取得を促すための企業等への支援

- 男性の育児休業取得を促進するには、企業のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる職場環境づくりが重要であるため、男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に奨励金を支給するとともに、経営者等向けセミナーを開催します。

【施策の方向性】

(2) 多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立していくには、長時間労働の是正や子育て当事者が希望する柔軟な働き方の実現といった企業の働き方改革を進め、従業員が家事・育児に取り組める時間を確保していく必要があります。このため、企業に対する意識啓発や自主的な取組の促進を図り、従業員が気兼ねなく様々な制度を利用できるよう働きやすい職場づくりを推進します。

【施策の具体的内容】

① 仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり

① 仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり

- 働きやすい職場環境づくりに関する認証制度「ひなたの極（きわみ）」や「仕事と生活の両立応援宣言」の推進により、県内事業所の働き方改革を支援するとともに、ワークライフバランス促進セミナー等を開催します。
- 多様な働き方と子育ての両立支援を促すため、宮崎労働局と連携し、「労働みやざき」等により支援制度の周知を図ります。

【施策の方向性】

(1) 県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成

県ではこれまで、こどもと子育て家庭を社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」に取り組んできましたが、令和5年から「出逢い・結婚応援」の視点を新たに加え、「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を展開しています。引き続き、結婚・子育てなど、希望どおりに家族を持つことができ、子育てを楽しみ感じられるみやざきの実現に向けて、県民や企業の皆さんと共に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成
②	子育て支援団体や企業等の取組支援

- ① 出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成
 - 県民、行政、企業、関係団体等が、少子化の現状に対する共通認識を持った上で、一体となって社会全体で出逢いや子育てを応援し、気運の醸成を図る「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を広く展開し、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられるみやざきづくりを推進します。
- ② 子育て支援団体や企業等の取組支援
 - 「子育て応援フェスティバル」等を通じて、子育て支援団体の取組について情報発信を行うとともに、団体間のネットワークの強化を図ります。
 - 地域において、出逢いイベントの開催や子育て家庭の交流の場づくりなど、出逢い・結婚や子育ての環境整備に取り組んでいる企業や団体を支援します。
 - 民間企業との連携により、子育て家庭へのお得なサービスや特典など子育て応援サービスを提供する取組を推進し、県民一体となって子育て家庭を支援する気運を醸成します。

【施策の方向性】

(2) 地域の実情に応じた少子化対策の推進

少子化は、就業状況や経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの要因は地域によって異なることから、地域ごとの課題を明確化し、それに応じた取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策の推進が重要です。このため、市町村と連携し、それぞれの課題の明確化や取組を支援します。

【施策の具体的内容】

① 「地域アプローチ」による少子化対策の推進

① 「地域アプローチ」による少子化対策の推進

- 市町村ごとの結婚・子育て環境データを比較分析した「見える化ツール」の活用や専門家の派遣により、課題の明確化や「気づき（着眼点）」の生成を促すなど、市町村の施策形成を支援します。
- 効果的な少子化対策の推進には、地域の実情に応じた取組の推進が重要であるため、結婚や子育てに関する地方公共団体の取組を国が支援する「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、効果的な少子化対策を推進するとともに、全市町村の交付金活用に向け支援します。

2 成果指標の設定

総合成果指標

計画全体の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

成 果 指 標	現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
将来の夢や目標に向かって頑張っていると思うこども の割合	調査中	-
安心してこどもを生むことができ、子育てを楽し いと感じられる県だと思ふ人の割合	73.9%	80.0%
合計特殊出生率	1.49 (R5)	1.8 台 (R11)

個別成果指標

計画に掲げる個々の施策の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定し
ます。

成 果 指 標		現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども達の権利擁護・意見の反映			
①	先生や友達が自分や友達によさや違いを認めてく れるなど、人権が尊重されている学校になってい ると答えた児童生徒の割合	小…92.4% 中…89.5% 高…90.0%	小…93.1% 中…90.9% 高…89.1% (R8 年度)
未来を切り拓くこども達への支援			
②	読書が好きだと答えた小中高児童生徒の割合	小 85.6% 中 69.1% 高 72.2%	小 87.9% 中 74.9% 高 78.5% (R8 年度)
③	おもいやり駐車場制度協力区画数	3,018	3,300
④	赤ちゃんの駅設置数	472	532
⑤	県内高校生の留学者数（短期・長期留学）	194	400 (R8 年度)
⑥	性別によって役割を固定化すべきでないと思ふ 人の割合	63.6%	75.0% (R8 年度)
⑦	県内の中高生に占める健やか妊娠推進のための健 康教育を受講した生徒の割合	12.0%	18.3%
困難な環境にあるこども達への支援			
⑧	生活保護世帯のこどもの進学率	高等学校 88.1% 大学等 36.4%	高等学校 92.5% 大学等 42.9%
⑨	医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町 村数	12 市町村	26 市町村

⑩	こども家庭センターの設置市町村数	13市町村	26市町村
⑪	地域小規模児童養護施設の設置か所数	8	19
⑫	里親等委託率	11.5%	38.0%
⑬	自立援助ホームの設置か所数	3	7
⑭	公立学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施率	50.9%	100%
⑮	こども（中学生以下）に対する交通安全教室の実施回数	1,343	1,500

安心してこどもを生き育てることができる環境づくり（こどもの誕生前から幼児期まで）

⑯	妊産婦の居住する市町村の母子保健事業について、妊産婦に個別に情報提供を行っている周産期母子医療センター数	7医療機関	7医療機関（維持）
⑰	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある市町村数	未確定 ※11月頃判明	26市町村
⑱	幼保小の接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている幼児教育・保育関係施設の割合（ステップ3・4の割合）	25.0%	100%

宮崎の未来を担う子ども達の育成（学童期・思春期）

⑲	全国学力調査における全国との平均正答数の比較（全国を100とした指数）	小 97.9 中 94.5	小 103.0 中 103.0 (R8年度)
⑳	放課後児童クラブの施設数	294	329
㉑	将来の職業や生き方を考えている中学3年生の割合	87.3%	90.0% (R8年度)
㉒	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた者の割合	小 97.1% 中 97.1% 高 91.8%	小 100.0% 中 100.0% 高 100.0% (R8年度)

若者の希望を叶える宮崎づくり（青年期）

㉓	県内高校新卒者の県内就職割合	63.8% (R5.3月卒)	70.0% (R8.3月卒)
㉔	社会動態 ※前年10月1日から当年9月30日までの1年間の社会動態	全体：-1,165人 15～29歳： -2,486人	全体：0人 15～29歳： -2,000人台 (R8年度)
㉕	移住施策による移住世帯数	R2-R5累計： 4,510	R5-R8累計： 4,000 (R8年度)
㉖	婚姻数	3,592組	4,500組

子育て支援の充実			
⑳	平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.19	0.15
㉑	病児保育事業実施施設数	32	41
㉒	高等職業訓練促進給付金を活用して就業につながった者の人数（割合）	4人 (100%)	30人 (100%)
㉓	子育て支援ポータルサイトの閲覧者数	20,337	26,337
共働き・共育での支援			
㉔	男性の育児休業取得率	36.4%	50.0% (R8年度)
㉕	仕事と生活の両立応援宣言企業の登録数	1,616	2,216
こどもと子育てにやさしい社会づくり			
㉖	ひなたの出会い・子育て応援運動参加団体数	240 団体	1,000 団体
㉗	子育て応援カードの登録店舗数	1,624	1,840
㉘	国交付金を活用して（地域アプローチによる）少子化対策に取り組む市町村数	7 市町村	26 市町村

5章 幼児教育・保育等の提供体制

この章では、「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たって、子ども・子育て支援法に基づき、県が定めるべき事項等を整理するものです。

1 区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」において、県は幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策の単位として、区域を設定することとなっています。

その区域は、県が実施する認可・認定の判断材料となることから、設定に当たっては、本県における幼児教育・保育施設の広域利用の実態等を踏まえる必要があります。

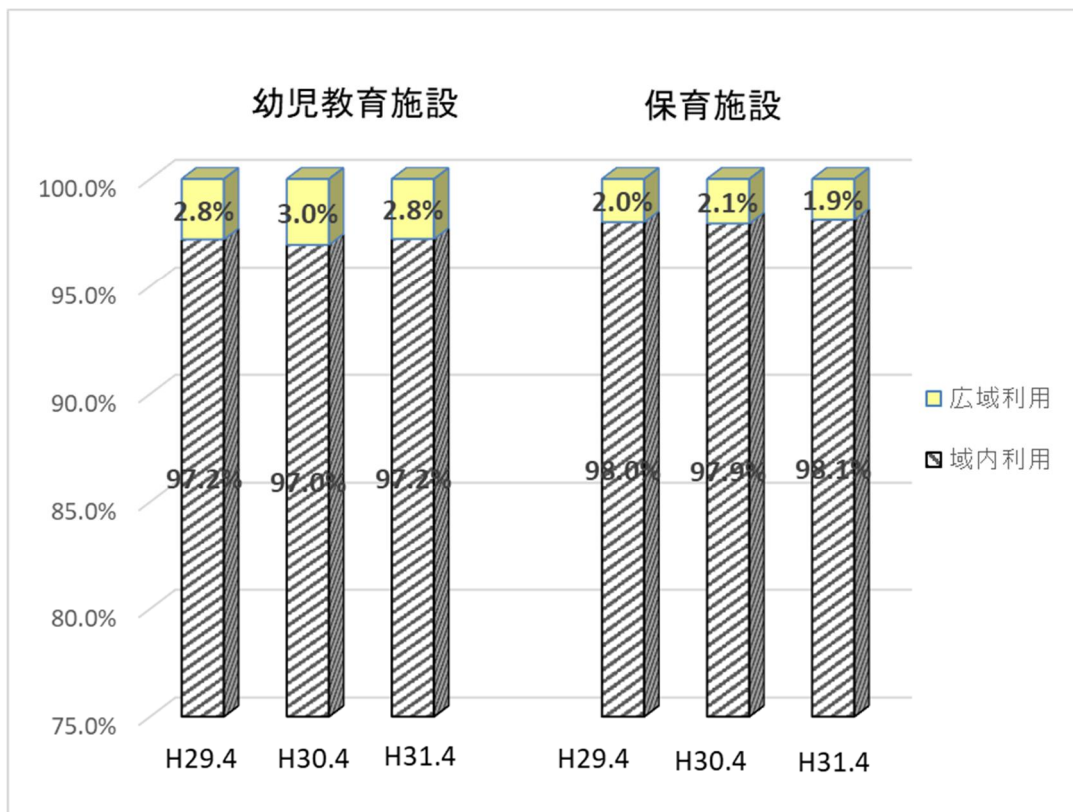
現在、市町村においては、管内の保育施設間の利用調整を図りながら、住民の保育ニーズに対応しており、利用者の多くが居住する市町村内の保育施設を利用しています。

また、幼児教育施設についても、同様に、その利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しています。

このような状況を踏まえ、県が設定する区域については、市町村単位とします。

※R4～R6.4.1の広域、域内利用を掲載（集計中）

（参考：第二期計画）県内の幼児教育・保育施設の利用状況



2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

(1) 幼児教育・保育に係る量の見込み（需要）

各市町村における幼児教育・保育に係る量の見込みは、現在の幼児教育・保育施設の利用状況に、今後利用したいという潜在的な利用希望（※）を加えたものとなっています。

※ 潜在的な利用希望とは、現在就業していないが、近い将来、就業する見込みがあり、かつ、その際には施設やサービスを利用したいという希望であり、結果的に量の見込みとして、顕在化しないこともあり得ます。

(2) 幼児教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

各市町村における幼児教育・保育の提供体制の確保方策は、各幼児教育・保育施設の現状に即して市町村が定める「利用定員」を積み上げたもので、各市町村における幼児教育・保育に係る供給量を示します。

なお、「子ども・子育て支援新制度」の目的として、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供が掲げられていることから、確保方策には、原則として、認可及び確認（※）がなされる幼児教育・保育施設が対象となり、保育機能施設（認可外保育施設）は確保方策の対象とはなりません。ただし、保育機能施設（認可外保育施設）のうち企業主導型保育施設において、その設置者と調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号及び3号認定こどもに係る確保方策の内容に含めて差し支えないこととしています。

※ 確認とは、市町村が財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する行為です。

(3) 本県における幼児教育・保育の量の見込み及びその確保方策

県の策定する計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育に係る需給状況を、市町村毎に集計したものといたします。

※R7～R11年版を掲載（集計中）

(参考：第二期計画) 市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況（県合計）

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況(宮崎県合計)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)				
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D	⑥ (⑤-④)	
R2	5,698	8,149	2,451	21,063	2,298	18,765	21,647	21,571	76	584	3,035
R3	5,496	8,089	2,593	20,699	2,215	18,484	21,649	21,573	76	950	3,543
R4	5,280	7,962	2,682	20,200	2,123	18,077	21,667	21,591	76	1,467	4,149
R5	5,913	8,281	2,368	18,977	1,605	17,372	20,745	20,674	71	1,768	4,136
R6	5,749	8,237	2,488	18,503	1,575	16,928	20,769	20,698	71	2,266	4,754

年度	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)				量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)						
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F	⑨ (⑧-⑦)		⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H	⑫ (⑪-⑩)			
R2	3,354	3,882	3,850	32	528	12,534	12,657	12,583	74	123	42,649	46,335	3,686
R3	3,252	3,918	3,886	32	666	12,225	12,668	12,594	74	443	41,672	46,324	4,652
R4	3,184	3,976	3,944	32	792	12,123	12,714	12,640	74	591	40,787	46,319	5,532
R5	2,837	3,897	3,792	105	1,060	11,366	12,668	12,584	84	1,302	39,093	45,591	6,498
R6	2,770	3,888	3,783	105	1,118	11,084	12,649	12,565	84	1,565	38,106	45,543	7,437

- ※ 1号認定子ども … 満3歳以上で教育を希望することも
- 2号認定子ども … 満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、
教育・保育を希望することも
- 3号認定子ども … 満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、
保育を希望することも

「保育が必要な事由」とは、保育の必要性を客観的に判断するための事由であり、その代表的なものは以下のとおりです。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など基本的に全ての就労が対象（極めて短時間な就労を除く））
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 求職活動・就学
- ⑤ 虐待やDVの恐れがある場合 等

※R7～R11年度の「市町村子ども・子育て支援計画における幼児教育・保育の需給状況」を掲載（集計中）

（参考：第二期計画）市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況（各市町村）

R6

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況

市町村名	1号認定			2号認定						1号+2号 ②+⑩	
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)				⑤ (⑤-④)
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,911	3046	1,135	7,739	1,138	6,601	8,963	8,901	62	1,224	2,359
都城市	1,497	1,538	41	2,733		2,733	2,819	2,810	9	86	127
延岡市	703	1,205	502	1,713	139	1,574	1,704	1,704		▲9	493
日南市	78	80	2	831		831	1,036	1,036		205	207
小林市	258	315	57	666	43	623	770	770		104	161
日向市	410	635	225	755	89	666	876	876		121	346
串間市	42	70	28	297		297	310	310		13	41
西都市	119	170	51	463		463	614	614		151	202
えびの市	66	105	39	221		221	301	301		80	119
三股町	205	267	62	628		628	536	536		▲92	▲30
高原町	43	35	▲8	73		73	105	105		32	24
国富町	117	165	48	225		225	267	267		42	90
綾町	10	15	5	148		148	176	176		28	33
高鍋町	68	75	7	358	14	344	379	379		21	28
新富町	62	100	38	275	2	273	310	310		35	73
西米良村	6	6	0	12		12	33	33		21	21
木城町	6	10	4	98		98	126	126		28	32
川南町	14	75	61	304	51	253	288	288		▲16	45
都農町	7	10	3	214		214	256	256		42	45
門川町	41	70	29	331	10	321	330	330		▲1	28
踏塚村	8	31	23	20	18	2	93	93		73	96
榑葉村	15	19	4	33		33	81	81		48	52
美郷町	44	170	126	26		26	20	20		▲6	120
高千穂町	15	25	10	220	60	160	216	216		▲4	6
日之影町			0	60		60	75	75		15	15
五ヶ瀬町	4		▲4	60	11	49	85	85		25	21
計	5,749	8,237	2,488	18,503	1,975	16,928	20,769	20,698	71	2,266	4,754

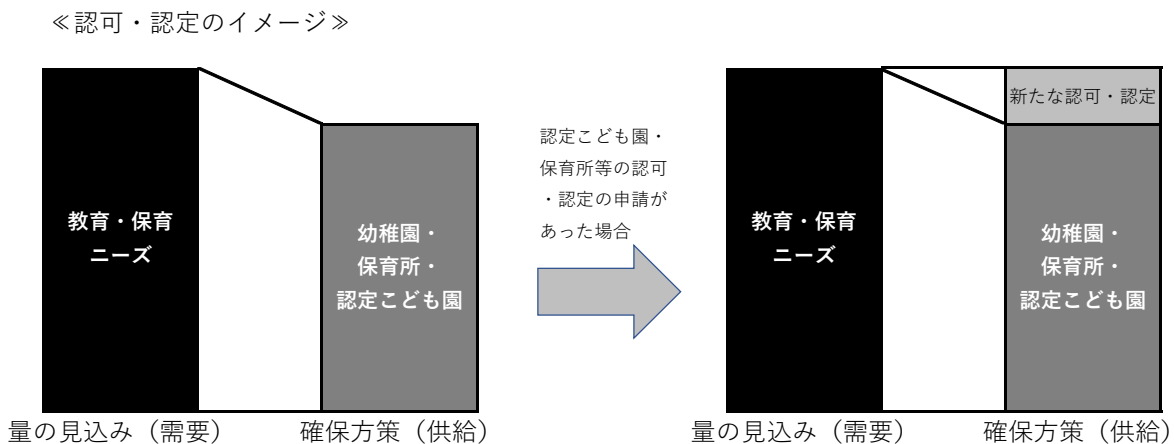
市町村名	3号認定(0歳児)				3号認定(1-2歳児)				需要量 (総数) ①+③+⑦+ ⑩	供給量 (総数) ②+⑤+⑧+ ⑪	Ⅱ-Ⅰ ③+⑤+⑧+ ⑪		
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)							
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保 育施設の地域 枠 F		⑨ (⑧-⑦)	⑪(G+H)	教育保育施設 G				企業主導型保 育施設の地域 枠 H	⑫ (⑪-⑩)
宮崎市	623	1,281	1,182	99	658	4,647	4,825	4,766	59	178	14,920	18,115	3,195
都城市	854	667	666	1	▲187	1,651	2,099	2,084	15	448	6,735	7,123	388
延岡市	173	401	401		228	956	1,148	1,148		192	3,545	4,458	913
日南市	66	159	159		93	492	567	567		75	1,467	1,842	375
小林市	178	143	140	3	▲35	327	477	470	7	150	1,429	1,705	276
日向市	181	238	238		57	496	651	651		155	1,842	2,400	558
串間市	20	70	70		50	166	180	180		14	525	630	105
西都市	59	141	141		82	301	395	395		94	942	1,320	378
えびの市	66	53	53		▲13	155	160	160		5	508	619	111
三股町	52	141	139	2	89	407	408	405	3	1	1,292	1,352	60
高原町	17	25	25		8	35	80	80		45	168	245	77
国富町	42	59	59		17	171	184	184		13	555	675	120
綾町	6	36	36		30	70	82	82		12	234	309	75
高鍋町	87	90	90		3	239	253	253		14	752	797	45
新富町	84	100	100		16	197	200	200		3	618	710	92
西米良村	5	5	5		0	10	16	16		6	33	60	27
木城町	8	14	14		6	54	80	80		26	166	230	64
川南町	67	38	38		▲29	133	169	169		36	518	570	52
都農町	45	32	32		▲13	134	126	126		▲8	400	424	24
門川町	78	80	80		2	210	210	210		0	660	690	30
踏塚村	5	5	5		0	10	14	14		4	43	143	100
榑葉村	5	10	10		5	16	30	30		14	69	140	71
美郷町	11	20	20		9	41	75	75		34	122	285	163
高千穂町	20	50	50		30	100	135	135		35	355	426	71
日之影町	5	10	10		5	34	35	35		1	99	120	21
五ヶ瀬町	13	20	20		7	32	50	50		18	109	155	46
計	2,770	3,888	3,783	105	1,118	11,084	12,649	12,565	84	1,565	38,106	45,543	7,437

3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

(1) 基本的考え方

認定こども園、保育所等の認可・認定については、県が市町村の各年度における需給状況を基に判断します。なお、宮崎市内の認定こども園及び保育所の認可・認定については、宮崎市が行うこととなります。

具体的には、認定こども園、保育所等の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、市町村毎における供給総量が、需要総量に達するまで、認可・認定することとします。



(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合における需給状況

幼稚園及び保育所から認定こども園に移行する場合、幼児教育・保育に係る需給の均衡が既にとれている市町村においては、上記（1）に記載した方法では、認定こども園の認可・認定ができないこととなります。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域の子育て支援を担うことから、その設置を促す必要があります。

このことから、幼児教育・保育の需給について既に均衡がとれている市町村においても、認可・認定基準を満たす場合は、過度な供給過剰とまらない範囲において、原則認可・認定することとします。

具体的な認可・認定に係る考え方については次のとおりです。

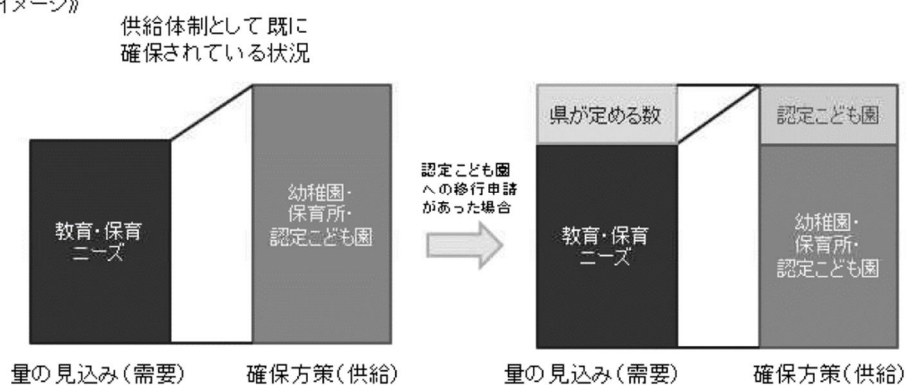
- ① 認可・認定を希望する年度において、市町村における幼児教育・保育に係る需給状況から供給過剰にないかどうか判断します。
- ② ①の結果、既に需給の均衡がとれている市町村において、幼稚園から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、2号認定こども及び3号認定こどもの需給状況をもとに、供給過剰にないかどうか判断します。
また、保育所から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、1号認定こどもの需給状況をもとに、供給過剰にないかどうかを判断します。

- ③ ①、②の結果、需給状況を理由に、認定こども園の認可・認定ができない市町村において、幼稚園及び保育所から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、市町村毎における需要総量に「県が定める数」を加えた量の範囲内で、認可・認定の判断を行います。

「県が定める数」については、「市町村における幼児教育・保育の供給総量から需要総量を差し引いた数」とします。

- ④ ①、②及び③の結果、認定こども園の認可・認定ができない場合、当該市町村と協議の上、その可否について検討するものとします。

《上記③のイメージ》



4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園への移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。地域における子育て支援の中核的役割を担っており、保護者のニーズや施設の移行希望など地域の実情を踏まえた移行が進んでいます。

本県の認定こども園は令和5年度（2024年度）末で225園となっており、計画期間の最終年度である令和11年度（2029年度）には310園程度となる見込みです。

(2) 認定こども園への移行に対する支援

- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し、必要となる施設整備に関し、国庫補助制度等の情報提供に努めるとともに、利用促進を図ります。
- 認定こども園において従事する保育教諭（※1）の確保のため、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有の促進を図ります。
- 実務経験を有する幼児教育・保育従事者に対する幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得に係る時限的特例（※2）について、その内容の周知を図り、有資格者の確保に努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした研修内容の充実に努め、喫緊の課題に対応できる職員資質の向上を図ります。

※1 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に配置される幼児教育・保育の提供に従事する職員であり、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方を有することが必要となります。

※2 令和6年度末まで幼稚園教諭免許状及び保育士資格の一方しか有していない教職員について、一定期間の実務経験により、資格の取得について軽減措置が講じられていましたが、さらに5年間延長され令和11年度末まで同経過措置が講じられることとなっています。

(参考) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策

「子ども・子育て支援新制度」においては、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた施設型給付や小規模保育事業等の地域型保育給付の創設のほか、地域における子育て支援事業を法定化し、実施主体となる市町村が住民のニーズに対し、計画的に各種事業を実施していくこととなります。

法定化された子育て支援事業は、「地域子ども・子育て支援事業」として、以下の事業から構成されます。

ここでは、「地域子ども・子育て支援事業」のうち、定量的なものとして整理できる事業について、県全体の量の見込み及びその確保方策を記載するものです。

○ 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に対して幼児教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を身近な場所で行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

②延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業

⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑧養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

○子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

○児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

○親子関係形成新事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニングを提供することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

⑫ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(ア)健康状態の把握、

(イ)検査計測、(ウ)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

⑭産後ケア事業

産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業

⑮乳児等通園支援事業（令和7年度限り）

全ての子育て家庭の支援などを目的とし、生後6か月から2歳までの未就学児を対象に、保護者の就労状況を問わず、月一定時間まで柔軟に利用できる事業

※令和8年度以降は地域子ども・子育て支援事業から外れ法律に基づく新たな給付制度として実施予定

※R7～R11年度の「地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策（県合計）」を掲載（集計中）

（参考：第二期計画）地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策（県合計）

地域子育て支援拠点事業

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)
260,526	75	252,454	77	244,704	80	333,207	78	335,084	78

妊婦健康診査

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
11,352	11,352	11,208	11,208	11,028	11,028	10,477	10,477	10,228	10,228

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

R2		R3		R4		R5		R6	
乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)
8,182	1,134	8,047	1,125	7,892	1,116	7,322	1,228	7,149	1,220

子育て援助支援事業（※ファミリー・サポート・センター事業のうち、小学校就学後の児童のみを積算）

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
2,929	2,950	2,984	3,012	3,035	3,071	8,220	8,257	8,184	8,223

一時預かり事業（幼稚園在園児対応型）

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
814,177	807,247	827,308	821,729	836,579	832,608	877,926	942,570	914,237	982,635

一時預かり事業（幼稚園在園児対応型以外）

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
119,613	101,592	113,554	96,002	108,503	91,952	74,141	82,021	70,168	78,597

延長保育事業

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
43,108	43,406	41,299	41,632	39,510	39,892	33,077	38,541	31,630	37,006

病児保育事業

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
21,131	21,425	20,354	21,003	19,550	20,887	16,482	23,924	15,700	23,294

放課後健全育成事業（低学年）

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
12,964	11,879	12,689	12,034	12,478	12,020	12,127	12,268	11,890	12,186

放課後健全育成事業（高学年）

R2		R3		R4		R5		R6	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
3,153	2,320	3,091	2,351	3,039	2,369	2,430	2,115	2,379	2,129

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

6 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するに当たって、基本となるのは人材です。

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の量と質の確保については、国、県、市町村及び幼児教育・保育施設等を提供する事業者に共通する課題です。

(1) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての必要な数

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に積み上げられた幼児教育・保育に係る量の見込みについて、配置基準等に対応するために必要となる職員数を積算したものです。

ただし、量の見込みは、幼児教育・保育施設の利用状況に潜在的ニーズが加わったものであり、現行の利用水準よりも高い可能性があるということに留意が必要です。

なお、需要状況は以下の2パターンを用いて示すこととします。

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

(イ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を全て実施する場合に配置が必要な職員数

※R7～R11年度の「(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数、(イ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を全て実施する場合(※)に配置が必要な職員数(県合計)」を掲載(需給数値を基に算出)

(参考：第二期計画)

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数					
	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,519	1,485	1,453	1,420	1,388
保育士	2,862	2,796	2,736	2,676	2,615
幼稚園教諭	230	225	220	215	210
(イ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を一部実施する場合(※)に配置が必要な職員数					
	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,569	1,533	1,501	1,467	1,433
保育士	2,924	2,856	2,796	2,734	2,671
幼稚園教諭	262	257	251	246	239
(ウ) 幼児教育・保育の質の向上を図る取組を全て実施する場合(※)に配置が必要な職員数					
	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,671	1,633	1,598	1,562	1,526
保育士	3,101	3,030	2,965	2,900	2,832
幼稚園教諭	289	282	276	271	264

※国の公定価格に反映されている取組(3歳児の職員配置を改善)を実施する場合
 ※国の公定価格に反映が予定されている取組(1歳児の職員配置を改善等)も含めて実施する場合

(2) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての量と質の確保方策

今後の幼児教育・保育ニーズに応じた受け皿整備及び質の確保・向上のため、必要となる幼児教育・保育施設等に従事する者の確保が必要です。その量と質の確保方策として、以下の内容に取り組みます。

- 行政、教育機関、幼児教育・保育関係団体からなる意見交換会を開催するなど、幼児教育・保育に携わる人材確保について方策を検討し、量と質の両面からの安定確保に努めます。
- 保育士資格を有しながら、現在就労していない保育士の職場復帰に対し、保育士支援センターへの登録、現行の幼児教育・保育に係る制度の説明や実地研修を通して、再就職しやすい環境づくりに努めます。
- 中学生や高校生に対するキャリア教育を通じて、教育・保育の職の魅力を伝えるとともに、次代の教育・保育の担い手の確保に努めます。
- 認定こども園への移行に当たり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進が必要となることから、「子ども・子育て支援新制度」施行後 15 年間（令和 11 年度末まで）の特例として実施される勤務経験を踏まえた資格取得に係る特例制度について周知するとともに、その活用促進を図ります。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした新規採用研修及び中堅教諭等資質向上研修について、その研修内容の充実を図るとともに、ペアレントトレーナー養成や特別な配慮が必要な児童に対応するための研修等、現場における喫緊の課題に対応するための研修についても、更なる充実に努めます。
- 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための修学資金や潜在保育士の就職準備金等について貸付を行います。
- 幼児教育・保育に携わる教職員に対して、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修内容の充実を図ることにより、教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
- 幼児期の教育・保育施設と小学校の連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など、連携や接続に係る研修の充実を図ります。
- 放課後児童クラブで児童を指導する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定資格研修を実施します。
- 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上等を図ります。

○ 地域子ども・子育て支援事業等の子育て支援分野で活躍する人材を養成するため、市町村等が実施する研修を支援することにより、子ども・子育て支援の充実を図ります。

7 市町村の区域を越えた広域の見地から行う調整に関する事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

「子ども・子育て支援新制度」は、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県及び国は市町村を重層的に支えます。

そのような中、各市町村は、その区域を越えた幼児教育・保育の利用の実態がある場合は、計画の作成に当たり、関係市町村と幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策について事前に調整を行う必要があります。

県が策定する計画は、市町村が策定する計画を積み上げたものとなることが基本となりますが、策定過程において、県は、市町村との協議、意見交換等を行うなど、広域の見地から調整を行ってきました。

今後、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実状を踏まえ、計画の見直しが必要となった場合は、今回の策定作業と同様、市町村間の調整等を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を越えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めた場合又は変更した場合は、子ども・子育て支援法の規定により、その結果を県へ届け出ることが必要です。

8 幼児教育・保育情報の公表

こどもの保護者が、幼児教育・保育の利用に当たって適切な選択を行えるよう、県は、子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設等の情報について、適宜、公表することとします。

なお、公表内容については、県のホームページに掲載することとし、その内容に変更がある都度、速やかに変更していくこととします。

第6章 計画の推進方針

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県では、関係部局から構成され、知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を活用し、福祉・保健・医療・教育・労働部門等、全庁的な連携に努め、各種施策の推進を図ります。

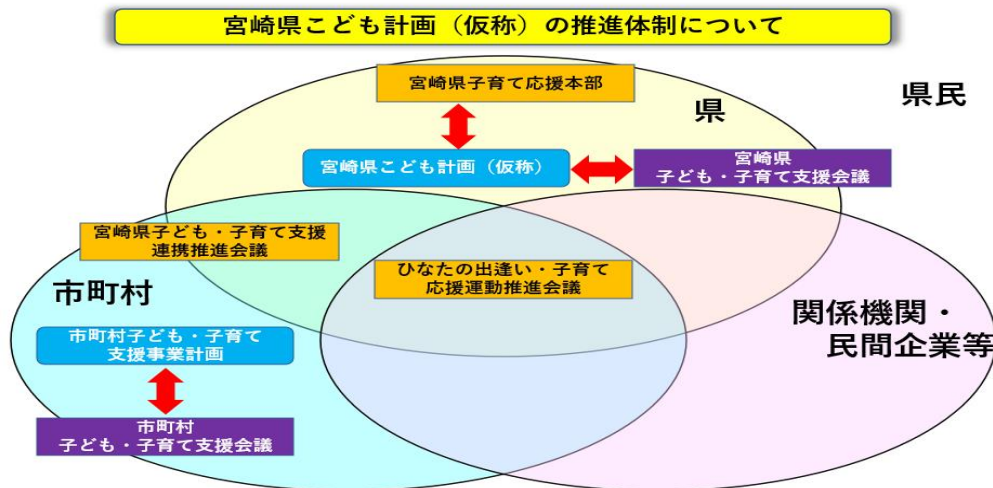
(2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制

子ども・子育て支援においては、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県と市町村の連携は必要不可欠なものになります。

このため、県と市町村から構成される「宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議」において、意見交換や先駆的な取組に係る情報共有を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を更に強化し、各種施策の迅速かつ効果的な展開を図ります。

(3) 関係機関及び民間企業との推進体制

県や市町村をはじめ、福祉協議会、子育て支援団体など幅広い関係団体等で構成する「ひなたの出逢い・子育て応援運動推進会議」を活用し、社会全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成、企業等における子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりなど、各種施策の強化に一体となって取り組みます。



2 計画の進捗管理

この計画の進捗状況は、事業主、子育て支援団体、学識経験者等で構成される「宮崎県子ども・子育て支援会議」において調査審議するとともに、県はその結果を公表します。

計画の評価・分析に当たっては、子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」の2種類の指標を用いることとします。